

**投資コスト比較調査
(欧州・ロシア・CIS)**

2016年 12月

**日本貿易振興機構（ジェトロ）
在欧州・ロシア・CIS事務所
海外調査部 欧州ロシアCIS課**

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

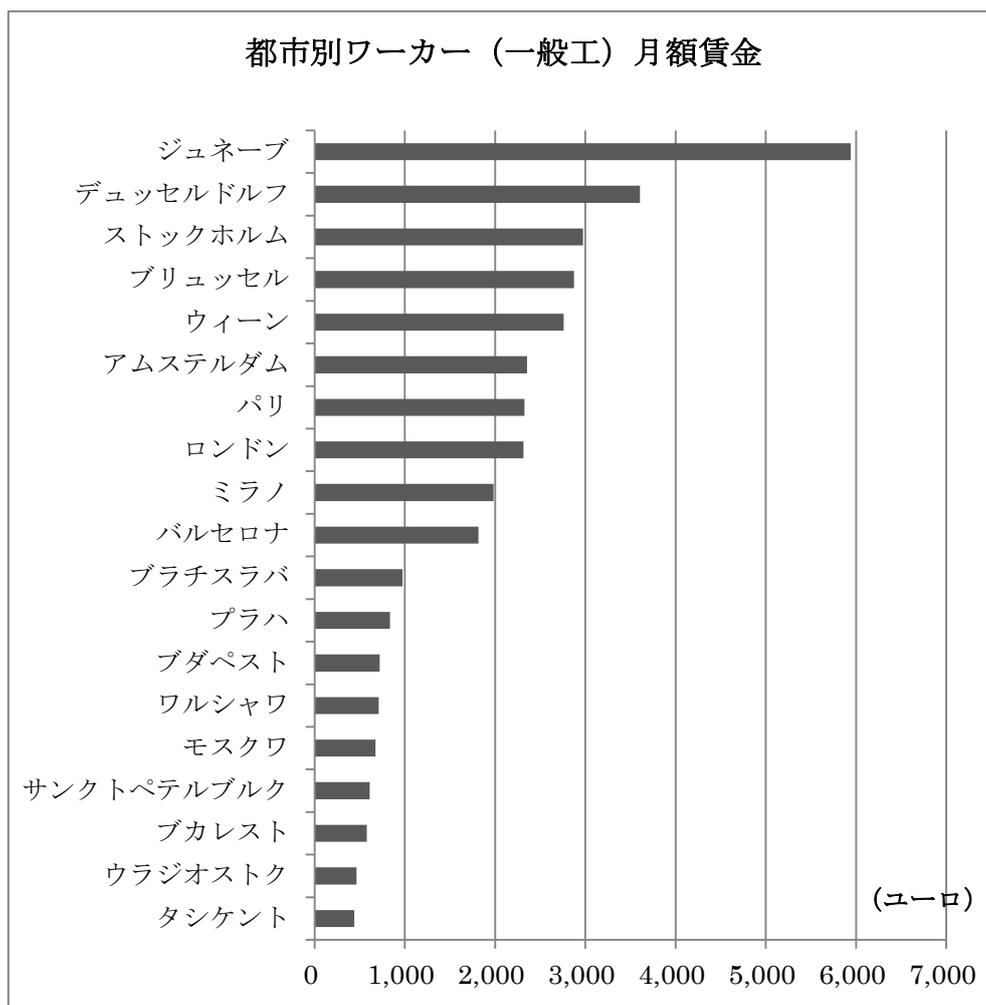
禁無断転載

ジェトロが欧州、ロシア、CIS 地域を対象に実施した 2016 年度「投資関連コスト比較調査」によると、賃金上昇率は中・東欧、ロシア、ウズベキスタンが大きく、賃金水準は西欧が高い状態が続いた。西欧では、景気回復を反映して、賃金上昇率が前年を上回った国が目立った。また、英国の EU 離脱や EU による対ロシア経済制裁などにより、対ユーロで現地通貨安となった英国やロシアは、ワーカー（一般工）の月額賃金の国順位が下がった。税制では中・東欧の一部の国で税率の引き下げがあった。

<ユーロ圏の名目賃金上昇率は前年より高い傾向>

2015 年の名目賃金上昇率は、ユーロ圏諸国は総じて 3%以下に収まっていたものの、ベルギー（ブリュッセル）とスロバキア（ブラチスラバ）を除き、2014 年よりも上昇率が高いか、同率で推移した。ユーロ圏の景気回復〔GDP 成長率 1.2%（2014 年）→2.0%（2015 年）〕を反映したものと思われる。英国（ لندن ）は賃金の伸び率が倍増した（1.22%→2.46%）。一方、中・東欧諸国は 2014 年と同様に高い伸びがみられ、特にルーマニア（ブカレスト）は一部の公務員給与の引き上げの影響もあり、9.8%と伸びが大きかった。一方で、ロシアとウズベキスタン（モスクワ、サンクトペテルブルク、タシケント）の伸び率は高いものの、2014 年と比べると鈍化したため、中・東欧との伸び率の差は縮まった。ウラジオストクの伸び率は 20.7%、タシケントは 10.0%、サンクトペテルブルクは 7.9%、モスクワは 5.1%だった。

西欧に比べて、中・東欧、ロシア、ウズベキスタンの名目賃金上昇率が高いものの、西欧との賃金水準の格差は依然として大きい。2016 年度（調査時点）のワーカーの月額賃金（幅がある場合は中央値）を比較すると、上位の都市は前年調査とほぼ変わらなかった。最も高いのがジュネーブ（5,939 ユーロ）、次いでデュッセルドルフ（3,605 ユーロ）、ストックホルム（2,975 ユーロ）、ブリュッセル（2,875 ユーロ）だった（図参照）。一方、ワーカーの賃金が低いのは、タシケント（441 ユーロ）、ウラジオストク（246～684 ユーロ）、ブカレスト（483～678 ユーロ）だった。また、英国、ロシア、ウズベキスタンの都市は、2015 年度よりも順位を下げた。この背景には、英国の EU 離脱やロシア経済制裁などにより、各国の現地通貨の対ユーロの為替レートが 1 年前より現地通貨安となったことがあると考えられる。



エンジニアの月額賃金（平均値）は、高い方からジュネーブ（7,913 ユーロ）、デュッセルドルフ（5,097 ユーロ）、ブリュッセル（4,845 ユーロ）の順だった。ジュネーブはトップの地位を維持し続けており、安定的かつ圧倒的な賃金水準の高さは際立っている。

<中・東欧の一部で所得税など税率引き下げ>

税制に関しては、欧州、ロシア・CIS とともに 2015 年から大きな動きはなかったものの、中・東欧の一部では税率が引き下げられている（2017 年の予定を含む）。ハンガリーは個人所得税（実施済み、16%→15%）、ポーランドは法人所得税（2017 年 1 月から一部の企業に対して、19%→15%）、ルーマニアは付加価値税（2017 年 1 月から、20%→19%）が、それぞれ引き下げられている。

なお、本調査は、在欧州、ロシア、CIS のジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから 2016 年 8～10 月時点の情報を収集した結果をまとめたもの。賃金、税制のほか、土地代、輸送費、公共料金などを調査し、2016 年 8 月 22 日時点の銀行間レートでドルまたはユーロに換算した。

欧州・ロシア・CIS地域 2016年度「投資コスト比較調査」

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

賃金総括表	4
<西欧>	
1 ベルギー(ブリュッセル)	5
2 オランダ(アムステルダム)	7
3 フランス(パリ)	9
4 イタリア(ミラノ)	11
5 スペイン(バルセロナ)	13
6 英国(ロンドン)	15
7 ドイツ(デュッセルドルフ)	17
8 オーストリア(ウィーン)	19
9 スイス(ジュネーブ)	21
10 スウェーデン(ストックホルム)	23
<中・東欧>	
11 チェコ(プラハ)	25
12 ハンガリー(ブダペスト)	27
13 ポーランド(ワルシャワ)	29
14 スロバキア(ブラチスラバ)	31
15 ルーマニア(ブカレスト)	33
<ロシア、CIS諸国>	
16 ロシア(モスクワ)	35
17 ロシア(サンクトペテルブルク)	37
18 ロシア(ウラジオストク)	39
19 ウズベキスタン(タシケント)	41

賃金(月額)総括表

【 西 欧 】

(単位:ユーロ)

国	ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	英国
調査都市	ブリュッセル	アムステルダム	パリ	ミラノ	バルセロナ	ロンドン
ワーカー	2,875	2,227~2,479	2,152~2,500	1,984	1,226~2,406	2,313
エンジニア	4,845	3,377~4,110	3,750~5,000	4,166~5,000	2,496~3,706	4,107
中間管理職	6,774	5,149	5,907	3,750~4,583	2,361~7,029	5,522
営業職	2,559	4,410	2,625~3,750	2,917~4,167	2,220~3,631	3,424
店舗スタッフ(アパレル)	2,358	1,702	1,558~2,083	n.a.	1,488	1,638
店舗スタッフ(飲食)	2,169	1,727	1,667~1,833	n.a.	1,108	1,363

国	ドイツ	オーストリア	スイス	スウェーデン
調査都市	デュッセルドルフ	ウィーン	ジュネーブ	ストックホルム
ワーカー	3,605	2,761	5,939	2,975
エンジニア	5,097	3,938	7,913	3,894
中間管理職	8,413	5,643	9,666	5,941
営業職	3,950	n.a.	6,591	4,168
店舗スタッフ(アパレル)	2,709	2,179	4,131	2,962
店舗スタッフ(飲食)	2,222	2,085	4,030	2,441

【 中・東欧 】

国	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロバキア	ルーマニア
調査都市	プラハ	ブダペスト	ワルシャワ	ブラチスラバ	ブカレスト
ワーカー	837	520~923	519~899	973	483~678
エンジニア	1,384	1,493	965~1,531	1,614	909~1,495
中間管理職	3,110	1,993	1,512~2,470	2,932	1,788~2,468
営業職	1,761	1,563	999~1,498	1,326	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	647	481	511~781	806	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	590	416	511~781	806	399

【 ロシア・CIS 諸国 】

国	ロシア	ロシア	ロシア	ウズベキスタン
調査都市	モスクワ	サンクトペテルブルク	ウラジオストク	タシケント
ワーカー	465~887	552~672	246~684	441
エンジニア	1,231~2,536	651~891	410~479	883~1,147
中間管理職	1,748~4,898	1,566~2,126	547~1,094	1,765~1,941
営業職	626~1,399	957~2,165	164~889	812~1,059
店舗スタッフ(アパレル)	454~804	303~674	137~752	237
店舗スタッフ(飲食)	342~957	n.a.	137~615	296

ベルギー(調査都市:ブリュッセル)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,257	2,875	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2014」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 組立工の場合、基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,489	4,845	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2014」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 電気工学エンジニアの場合、基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,674	6,774	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2015」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 マネージャーの場合、基本給のみ。
	4.営業職(月額)	2,899	2,559	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2014」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 実演販売員、訪問販売員、電話・インターネットを使った販売員の場合、基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,671	2,358	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2014」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 店舗販売員の場合、基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,457	2,169	出所:ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2014」(2016年7月) 元データは2016年7月更新のものであり、その金額に2015~2016年の年間名目賃金上昇率を乗じて算定。 飲食店スタッフの場合、基本給のみ。
	6.法定最低賃金	1,532ユーロ		出所:ベルギー連邦雇用省 改定日:2016年6月1日 18歳以上の被雇用者に対して適用。月額。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	1) 二重休暇手当: ホワイトカラーの場合、給与(月額)の92% 2) 年末手当: 一般的に、最大で給与(月額)の1ヵ月相当		出所:社会保障サイト(www.socialsecurity.be) 二重休暇手当は、主要なバカンス期に支給 年末手当(「13ヵ月目」「クリスマス手当」とも言う)は、産業別の労働協約または個別の労働契約に従って、通常12月末までに支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:30.43~32.15% 被雇用者負担率:13.07% ■雇用者負担率の内訳: 年金保険:8.86% 医療保険:6.15% 失業保険:1.46% その他:13.96%(従業員数10人未満)~15.68%(従業員数20人以上) ■被雇用者負担率の内訳: 年金保険:7.50% 医療保険:4.70% 失業保険:0.87%		出所:ベルギー企業連盟(FEB)サイト(www.feb.be) (2016年第3四半期の数値) 雇用者負担率は従業員数に応じて異なる。
9.名目賃金上昇率(2013年→2014年→2015年)	2013年:2.5% 2014年:0.7% 2015年:0.5%		出所:ベルギー国立銀行	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	315~859	278~758	出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の売地(1,001~4,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	3.51~7.14	3.1~6.3	出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の借地(1,001~2,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	8.95~24	7.90~21	出所:ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル中心地の事務所(500~1,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	691~3,285	610~2,900	出所:イモウェブ(Immoweb) 地区名:ウォルウェ・サン・ピエール地区 住宅の種類:アパートメント 占有面積:2ベッドルーム(70m2~200m2) VAT非課税。管理費などの諸経費含まず 毎年、物価上昇率を踏まえたインデクゼーションによる家賃値上げが一般的 3年未満の契約解除には、入居年数に応じて家賃1~3ヵ月分の違約金が発生する可能性あり。

ベルギー(調査都市:ブリュッセル)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.57~18 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.19	出所:エンジー・エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は、年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2016年8月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.57~18 1kWh当たり料金:0.20	月額基本料:4.03~16 1kWh当たり料金:0.18	出所:エンジー・エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は、年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2016年8月時点の「イージー(固定料金、3年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
料ガス	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.38 1m3当たり料金:3.81~ 4.46	月額基本料:2.10 1m3当たり料金:3.37~3.94	出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は、年額を月額換算
輸送	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.69~100 1m3当たり料金:0.52~ 0.75	月額基本料:4.14~88 1m3当たり料金:0.46~0.66	出所:エンジー・エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2016年8月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン ブリュッセル首都圏の場合 月額基本料には配送料、検針料含む天然ガス。
	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,581 (2)3,281 (3)3,274	(1)2,278 (2)2,896 (3)2,890	出所:在ベルギー運送会社 工場立地:ザベンテム 最寄り港:アントワープ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→アントワープ港→工場立地(ザベンテム) 海上運賃VAT非課税 陸上輸送VAT含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる
為替	19.為替レート	1米ドル=0,8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	33.99		出所:ベルギー連邦財務省 基本税率は33%。課税所得が32万2,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される 24.25%(0~2万5,000ユーロ) 31%(2万5,000ユーロ超~9万ユーロ) 34.50%(9万ユーロ超~32万2,500ユーロ) 33%(32万2,500ユーロ超) 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。 また、みなし利息控除制度などあり。
	21.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:ベルギー連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が8,710ユーロ以下:25% 8,710ユーロ超~1万2,400ユーロ:30% 1万2,400ユーロ超~2万660ユーロ:40% 2万660ユーロ超~3万7,870ユーロ:45% 3万7,870ユーロ超~:50% その他、各種控除制度などあり。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:ベルギー連邦財務省 国税 軽減税率: 食料、新聞・書籍、水道料金など:6% レストランサービス、マーガリン、特定固定燃料など:12%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法の定める要件を満たせば源泉税が免除される。
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5 その他:15		出所:日本との租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6か月以上保有していること ベルギー法により一定要件を満たせば源泉税が免除。
25.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第12条)	

オランダ(調査都市:アムステルダム)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,523~2,808	2,227~2,479 出所: 金属・電機電子産業労働協定2015-2018(CAO Metalektro 2015-2018) 一般工の平均年収に基づき計算(2ヵ月相当の固定賞与含む) 月額
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	3,826~4,656	3,377~4,110 出所: 金属・電機電子産業労働協定2015-2018(CAO Metalektro 2015-2018) エンジニアの平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,833	5,149 出所: Intermediair Salariswijzer(求人情報サイト) 中間管理職の平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む) 月額
	4.営業職(月額)	4,996	4,410 出所: Intermediair Salariswijzer(求人情報サイト) 営業職の平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,928	1,702 出所: アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金 基本給含む 月額
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,956	1,727 出所: KHN(Royal Dutch Hotel, Restaurant and Café Branch Employers Organization) 店舗スタッフの賃金 基本給含む
	6.法定最低賃金	1,537ユーロ	出所: オランダ社会・雇用省 23歳以上の月額 改定日: 2016年7月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約2ヵ月相当	出所: 最低賃金および最低休暇手当法(第15条) 年収の最低8%相当を休暇手当として支給することが義務付けられている
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 18.51% 被雇用者負担率: 28.15% 雇用者負担率の内訳; 労働障害保険: 7.06% 保育所費補助金(労働障害保険料に追加): 0.50% 失業保険: 4.20% 医療保険: 6.75% 被雇用者負担率の内訳; 国民老齢年金保険: 17.90% 遺族年金保険: 0.60% 長期介護保険: 9.65%	出所: オランダ国税庁
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 1.2% 2014年: 1.0% 2015年: 1.3%	出所: オランダ経済政策分析局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	246~502	217~443 出所: ヘメンテ・アムステルダム・オントウィケリンスベドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内7ヵ所の工業団地 不動産譲渡税(6%)含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.69~11	6.03~10 出所: DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地 2.50ユーロ(月額)のサービス料含む
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	34~57	30~50 出所: DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5.83ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料含む 占有面積: 250m2
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,983	1,750 出所: 現地不動産会社から聴取 地区名: アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市の隣町) 住宅の種類: コンドミニウム、2LDK 占有面積: 80m2 VAT対象外、光熱費、市税含まず

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:144 1kWh当たり料金: 0.16~0.19	月額基本料:127 1kWh当たり料金: 0.14~0.17	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量100kVA~160kVA、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:25 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:22 1kWh当たり料金:0.19	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:4.21~79 1m3当たり料金:1.89	月額基本料:3.72~70 1m3当たり料金:1.67	出所: Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.335ユーロ、300m3まで)含む
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:228 1m3当たり料金:0.42	月額基本料:201 1m3当たり料金:0.37	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は65Nm3/h供給能力契約 1m3当たり料金はエネルギー税、再生可能エネルギー貯蔵税、地域別供給追加料金含む 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,838 (2)2,437 (3)2,069	(1)1,622 (2)2,151 (3)1,826	出所: 在オランダ運送会社 工場立地: アムステルダム 最寄り港: ロッテルダム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費392ユーロ、THC242ユーロ、SOLAS条約によりコンテナ貨物総重量の計量・確定91ユーロ、ISPS18ユーロ、 チャージLSS(Low Sulphur Surcharge) 53ユーロ、通関等諸経費185ユーロ (2)第3国輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費392ユーロ、THC254ユーロ、SOLAS条約によりコンテナ貨物総重量の計量・確定91ユーロ、ISPS18ユーロ、通 関等諸経費221ユーロ (3)対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(アムステルダム) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費392ユーロ、THC242ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費212ユーロ (1)~(3)すべてBAF、CAF含む 海上運賃VAT非課税 陸上輸送VAT含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	国税: 20、25		出所: オランダ財務省 課税対象所得額が、20万ユーロ以下: 20.0%、20万1ユーロ以上: 25%の2段階 受取利子含む キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税
	21.個人所得税 (最高税率%)	52		出所: オランダ財務省 2016年1月改正 36.55%~52%まで 課税所得が19,922ユーロ以下: 36.5% 19,923~33,715ユーロ: 40.4% 33,716~66,421ユーロ: 40.4% 66,422ユーロ以上: 52% 課税所得の第1区分と第2区分は、所得税と国民社会保険掛金の合計レートが適用される。第3区分と第4区分は所得税 だけが対象となる
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所: オランダ財務省 名称: 付加価値税(BTW) 標準税率: 21% 軽減税率: 食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品: 6% 医療、銀行、保険、教育、不動産などの特定サービス: 0%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第11条) 条約上限度税率は10%とされている。次の場合に該当する利子は、利子が生じた締約国では免税とされ、他方の締約 国でのみ課税される (i) 受益者が締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府が所有する機関である場合 (ii) 利子が(i)によって保証された債権、(i)によって保険の引受けが行われた債権または(i)による間接融資に係る債権 に関して支払われる場合 (iii) 受益者が次のいずれかである場合 (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社など (iv) 年金基金など ただし、オランダでは利子に対する源泉税課税はなされておらず、実際の税率は引き続き0%である
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第10条) 議決権付き株式を10%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間: 5% 議決権付き株式を50%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間、年金基金: 0%
25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第12条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,438~2,832	2,152~2,500	出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en equivalent temps plein, par secteur et categorie socioprofessionnelle simplifiee" 「製造業工場労働者」の項目 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)、残業、変動賞与など含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,248~5,664	3,750~5,000	出所: ヘイズ(人材紹介大手) 「研究開発、エンジニアリング、プロジェクト」の項目 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)含む。基本給。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,692	5,907	出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "Salaire brut en equivalent temps plein, par secteur et categorie socioprofessionnelle simplifiee" 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)、残業、変動賞与など含む。
	4.営業職(月額)	2,974~4,248	2,625~3,750	出所: ヘイズ(人材紹介大手) 「営業職」の項目 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)含む。基本給。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,765~2,360	1,558~2,083	出所: ヘイズ(人材紹介大手) 「販売員」の項目 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)含む。基本給。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,889~2,077	1,667~1,833	出所: ヘイズ(人材紹介大手) 「給仕人」の項目 年額を月額換算。社会保障(従業員負担)含む。基本給。
	6.法定最低賃金	a)9.67ユーロ b)1,466.62ユーロ		出所: フランス内閣 法律・行政情報局、レジフランス 改定日: 2016年1月1日 a) 時給 b) 月額 (社会保障従業員負担含む)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給(月額)1ヵ月相当		出所: 法令解説書 "Memento Pratique Francis Lefebvre/Social 2016"
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 40.83% 被雇用者負担率: 21.57% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 4.00% 医療保険: 13.14% 年金: 17.35% その他: 6.34% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.40% 医療保険: 0.75% 年金: 10.56% その他: 7.86%		出所: 法令解説書 "Memento Pratique Francis Lefebvre/Social 2016" 「月額5,000ユーロ(グロス)、管理職、従業員20人以上の企業」の場合。 ※給与額によって係数が異なる。
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 1.3% 2014年: 0.6% 2015年: 1.6%		出所: 国立統計経済研究所(INSEE) "note de conjoncture"	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	52~109	46~96	出所: 企業向け不動産検索サイト(http://www.pole-implantation.org/) 工業団地名: ジュアン(パリから南に車で約1時間) 諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.65	1.46	出所: 企業向け不動産検索サイト (http://www.entrepotonline.com/) 工業団地名: バランヴィリエ 諸経費を含まず。 年額を月額換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)63 (2)48	(1)56 (2)42	出所: CBリチャード・エリス(法人向け大手不動産) (1)新築・改築 (2)中古 地区名: パリ中心、西地区 諸経費含まず。 年額を月額換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,379~3,285	2,100~2,900	出所: 賃貸物件検索サイト(www.seloger.com) 地区名: パリ16区 住宅の種類: コンドミニアム 占有面積: 78~130m2 非課税、管理費含む。 諸経費(通常不動産手数料1~2ヵ月、保証金1~2ヵ月)含まず。

フランス(調査都市:パリ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:56 1kWh当たり料金:0.11	月額基本料:49 1kWh当たり料金:0.10	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.11 1kWh当たり料金:0.16	月額基本料:8.04 1kWh当たり料金:0.14	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.05 1m3当たり料金:3.77	月額基本料:1.81 1m3当たり料金:3.33	出所: パリ水道公社 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:34 1m3当たり料金:0.59	月額基本料:30 1m3当たり料金:0.52	出所: フランス電力公社(EDF) 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用 年間消費量に応じ、基本料金・消費電力単価が異なる。 年間消費量3万~30万kWh。 天然ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,909 (2)2,359 (3)2,859	(1)1,685 (2)2,082 (3)2,524	出所: 日本通運フランス 工場立地: パリ近郊 最寄り港: ルアーブル港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊~ルアーブル港): 626ユーロ 海上輸送費(1)1,200ドル(2)1,650ドル(3)2,150ドル (1)対日輸出:工場立地(パリ近郊)~ルアーブル港~横浜港 OTHC、BAF、CAF、サーチャージ含む、その他手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(20%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (2)第3国輸出:工場立地(パリ近郊)~ルアーブル港~ニューヨーク港 OTHC、BAF、CAF等、サーチャージ含む、その他手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(20%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (3)対日輸入:横浜港~ルアーブル港~工場立地(パリ近郊) BAF、CAF等、サーチャージ含む、THCその他手数料含まず VAT(20%)含まず
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	33.3		出所: 一般税法典(219条) 売上高が763万ユーロに満たない中小企業には3万8,120ユーロを 上限に15%の優遇税率を適用。キャピタルゲイン含む。
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: 一般税法典(197条) 0、14、30、41、45%の5段階
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 一般税法典(278条~281 nonies条) 軽減税率: レストランなど一部のサービス: 10% 食品、身体障害者用機器など: 5.5% 一部の医薬品、血液製剤など: 2.1%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第10条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0		出所: 日本との租税条約(第12条)

	米ドル	現地通過 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,248	1,984 出所: イタリア国家統計局(ISTAT) 2015年暫定値 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、賞与、社会保障(雇用者負担分)含む	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,720~5,664	4,166~5,000 出所: Michael Page (Salary Survey 2016) ※プロジェクトエンジニア(経験10~20年程度/年間売上高5,000万ユーロ未満)の最低額と最高額 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、賞与、社会保障(雇用者負担分)含む	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	4,248~5,192	3,750~4,583 出所: Michael Page (Salary Survey 2016) ※製造管理者(経験10~20年程度/従業員数200名以下)の最低額と最高額 ※年間(グロス)を月額換算 基本給、賞与、社会保障(雇用者負担分)含む	
	4.営業職(月額)	3,305~4,721	2,917~4,167 出所: Michael Page (Salary Survey 2016) ※得意先担当マネージャー(経験3~5年程度)の最低額と最高額 ※年間(グロス)を月額換算額 基本給、賞与、社会保障(雇用者負担分)含む	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	1等級: 1,297.82 ユーロ 8等級: 2,333.17 ユーロ		出所: 全国労働協約 機械金属部門(大企業)の場合、月給 全国労働協約において、1等級は職業的知を必要としない直接作業を行う労働者、8等級は継続的に高いマネジメントスキルを発揮する権限を与えられており、組織的にプロフェッショナルかつ重要なビジネス上の目的の達成と事業の成長について責任を負っている労働者、と規定されている 改定日: 2015年1月1日
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1ヵ月相当		出所: 全国労働協約 「13ヵ月目の給与支給」が全国労働協約で規定されている(即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給) 企業によっては14ヵ月目給与を支給、業績などに応じて加算を行う場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 26.96~32.08% 被雇用者負担率: 9.19~9.49% ■雇用者負担率の内訳: 年金基金: 23.81% 健康保険: 2.22% 出産保険: 0.46% 失業保険: 1.61% 退職金基金: 0.2%もしくは0.4% 家族手当基金: 0.68% その他: 0~3.1%		出所: イタリア社会保障機構(INPS) ※一般製造業の場合 ただし、企業規模や職種によって異なる そのため、雇用者負担率と雇用者負担率の内訳の合計は一致しない
9.名目賃金上昇率(2013年→2014年→2015年)	2013年: 1.5% 2014年: 1.2% 2015年: 1.2%		出所: イタリア国家統計局(ISTAT)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	298	263 出所: immonetwork.it 登録物件(データ平均値) ミラノ県内 税・諸経費含まず	
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	24	21 出所: Immobiliare.it 登録物件(中央値付近のデータの平均値) ミラノ市内 200~500m2 税・諸経費含まず	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	997~2,606	880~2,300 出所: Immobiliare.it ミラノ市西部(ミラノ日本人学校付近) コンドミニアム、46~120m2 共益費含む 駐車場料金含まず	

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 116 (契約kW当たり): 3.93 1kWh当たり料金: 0.088	月額基本料: 102 (契約kW当たり): 3.47 1kWh当たり料金: 0.078	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、中圧電力 月間消費電力4GWh以上8GWh未満の場合 月額基本料は年額を月割
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 9.95 (契約kW当たり): 1.04 1kWh当たり料金: 0.20	月額基本料: 8.78 (契約kW当たり): 0.92 1kWh当たり料金: 0.18	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要 月間消費電力151kW以上~220kW未満の場合 月額基本料は年額を月割
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1.50 1m3当たり料金: 飲料水料金0.54 下水料金0.15 浄水料金0.41	月額基本料: 1.32 1m3当たり料金: 飲料水料金0.48 下水料金0.14 浄水料金0.36	出所: MM(ミラノ市水道事業者) 月間使用量501m3以上1500m3以下の場合
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: N/A 1m3当たり料金: 0.19	月額基本料: N/A 1m3当たり料金: 0.17	出所: a2a(イタリア電気事業者) 料金はVAT22%で算出。一部業種にはVAT軽減税率(10%)が適用される。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,410~1,823 (2) 2,509~3,023 (3) 2,509~3,023	(1) 1,244~1,609 (2) 2,215~2,669 (3) 2,215~2,669	出所: 日系フォワーダー 工場立地: ミラノ 最寄り港: ジェノヴァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→ジェノヴァ港→工場立地(ミラノ) 海上運賃VAT非課税 陸上輸送VAT含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	27.5		出所: 統一所得税法大統領令(1986年12月22日第917号) を2008年予算法にて修正 ※ほかに地方税として、州事業税があるが、税率は州および業種により異なる
	21.個人所得税 (最高税率%)	43		7万5,000ユーロ<年間所得(ネット)の場合 出所: 統一所得税法・大統領令(1986年12月22日第917号) 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	22		出所: 大統領令1972年10月26日第633号を法律2012年12月24日第228号 にて2013年7月から22%に改定。 名称: IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 軽減税率: 食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10,15		出所: 日本との租税条約(第10条) ※: 当該配当を受け取る者が利得の分配に係る事業年度の終了日に先立つ6か月を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも25%を所有する法人である場合にのみ10%、それ以外の場合: 15%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条)

スペイン(調査都市:バルセロナ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,389~2,726	1,226~2,406	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は小企業で難易度の低い工程に従事する労働者、最大額は大企業で難易度の高い工程に従事する労働者の場合
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	2,828~4,198	2,496~3,706	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額はラボラトリー研究員、最大額はプロジェクトエンジニアの場合。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,675~7,963	2,361~7,029	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は小企業の経理部門(コスト管理)、最大額は大企業の監査部門の場合
	4.営業職(月額)	2,515~4,114	2,220~3,631	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は販売員、最大額は営業専門職の場合。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,686	1,488	出所:スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計 小売業(自動車ディーラー除く)の全国平均 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,255	1,108	出所:スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計 飲食業の全国平均 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算
	6.法定最低賃金	655ユーロ		出所:勅令1171/2015 改定日:2016年1月1日 月額(年額は給与12カ月分+賞与2カ月相当が前提であるため、9,173ユーロ)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与(月額)2カ月相当		一般的には、年俸額(給与12カ月+賞与2カ月相当)を14カ月等分に分け、7月と12月の2回に分けて支給 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に基づき、12~16カ月等分する企業もある ただし、営業などでは、売上高実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.90% 被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担率の内訳: 医療保険・年金:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20% 被雇用者負担率の内訳: 医療保険・年金:4.70% 失業保険:1.55% 職業訓練:0.10%		出所:2016年国家予算法(法48/2015) 被雇用者の職種に応じた基本額(2016年は764~3,642ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出 労災保険率は業種により異なる(0.90~7.15%) 2010年12月より日本との二国間社会保障協定が発効 発効後は、駐在期間が5年以内の場合、(関係会社間)派遣労働許可を取得し、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:0.2% 2014年:△0.3% 2015年:0.6%		出所:スペイン国家統計局(INE) 労働賃金統計	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	775	684	出所:商業不動産会社Forcadell バルセロナ県内平均(2016年上半年)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.34	3.83	出所:商業不動産会社Forcadell バルセロナ県内平均(2016年上半年)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	12~24	11~21	出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および近郊
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,801~6,231	1,590~5,500	出所:不動産仲介ポータルサイトIdealista.com 地区名:サリア地区マンション、80m2以上、2~3部屋、駐車場付き 家具付き物件 共益費は物件により異なる 契約時に1~2カ月相当の敷金

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.41 1kWh当たり料金:0.12	月額基本料:3.89 1kWh当たり料金:0.11	出所: エンデサ(スペイン電気事業者) 2008年7月より自由化 契約電力450kW以下・高圧(36.0~72.5kV)の場合の平均的な料金 料金は季節・時間帯によって異なる 特別税(4.864%、内税)含む 年額を月額換算
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.57 1kWh当たり料金:0.17	月額基本料:4.03 1kWh当たり料金:0.15	出所: スペイン産業・エネルギー・観光省 料金は使用量によって異なる
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:-- 1m3当たり料金:1.85~	月額基本料:-- 1m3当たり料金:1.63~	出所: アイグエス・デ・バルセロナ(バルセロナ州水道事業者) 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる 汚染率に応じて上下水道税が上乗せされるため、上限価格設定はない
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.08 1m3当たり料金:0.03	月額基本料:3.6 1m3当たり料金:0.03	出所: ガス・ナトゥラル(スペインガス事業者) 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,647 (2)1,797 (3)2,697	(1)1,454 (2)1,586 (3)2,381	出所: 運輸会社 工場立地: バルセロナ 最寄り港: バルセロナ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→バルセロナ→工場立地(バルセロナ周辺近郊) (1)国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル、BAF含む) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) 注: 2015年9月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港湾経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ。スエズ運河サーチャージ、海賊対策費は船会社によって異なる 海上輸送費、国内輸送費VAT含まず
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	25		出所: 法35/2006、勅令20/2011、法27/2014 すべての法人所得が課税対象 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在の持株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる(日本本社へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される)
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: 法26/2014 最低19%から最高45%までの5段階(19、24、30、37、45)の累進税率で源泉税徴収する 配当金・利子・キャピタルゲイン所得の税率は3段階で、19、21、23%。各種控除あり。国外での所得も含むすべての所得が課税対象 なお、自治州には部分的に税率を独自に設定できる権限があり、例えば勤労所得の最高税率は43.5%(マドリッド州)~52%(ナバラ州)と州によって異なる 外資系企業の駐在員は、当初6年間まで個人所得税を非居住者扱いとして申告することが可能。その際の税率は、非居住者向け一般税率24.00%
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所: 法37/1992、法26/2009、勅令20/2011、勅令20/2012、法28/2014 軽減税率10%: アルコール飲料を除く食品、飼料、家庭用医薬品など 超軽減税率4%: パン、小麦、ミルク、チーズなど基本的食材、書籍、医薬品などに適用
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所: 法43/1995、日本との租税条約(第10条) 持株会社(ETVE制度)がスペイン国外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い): 0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6カ月以上の場合: 10% 上記を満たさない場合: 15%
25.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条)	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,621	2,313	1,993	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,653	4,107	3,538	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,256	5,522	4,757	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	4.営業職(月額)	3,880	3,424	2,950	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,856	1,638	1,411	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,544	1,363	1,174	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	6.法定最低賃金		①4.00ポンド ②5.55ポンド ③6.95ポンド ④688ポンド ⑤1,146ポンド ⑥1,434ポンド		出所:英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日:2016年10月1日(予定) 時給:①16~17歳、②18~20歳、③21歳以上 月額:④16~17歳、⑤18~20歳、⑥21歳以上 上記年齢別時給を月額換算[法定週上限労働時間48時間(16~17歳は40時間)×4.3週(52週/12カ月)]
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	賞与として年収の5.6%相当(平均)が支給されている			出所:英国国民統計局「2015 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年収と平均賞与から算出
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:13.8% 被雇用者負担率:12.0% 雇用者負担率および被雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した社会保障制度となっており、負担率の詳細内訳は非公表			出所:英国歳入関税庁 雇用者負担率について: 「第1種保険料 Secondary(Employers' secondary Class 1)」:週156ポンド以上の収入があり年金受給年齢以下の人に対して13.8%負担 「第1種A保険料(Class 1A)」:雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険)に対して13.8%負担 被雇用者負担率について: 「第1種保険料 Primary(Employees' primary Class 1)」:年金受給年齢以下の人を対象に、週155~827ポンドまでの賃金に対して12%負担、週827ポンドを超える部分の賃金に対しては2%負担 2013年4月から、雇用者は給与支払いの時に、源泉徴収の詳細を英国歳入関税庁に通知することが義務付けられている
9.名目賃金上昇率(2012年→2013年→2014年)	2013年:1.16% 2014年:1.22% 2015年:2.46%			出所:英国国民統計局 「Seasonally Adjusted Average Weekly Earnings」	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	850	750	646	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトン・キーンズ 土地のみでなく建物等の上部ユニットを含んだ価格、諸経費、VAT含まず
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	4.72~7.96	4.17~7.02	3.59~6.05	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトン・キーンズ ビジネスレート(非居住用資産に対して課される固定資産税)含まず 手数料約0.18~0.42ポンド/m2 年額を月額換算 VAT含まず
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	120	106	91	出所:CBRE「Global Office MarketView」 地区名:ロンドン(シティ) 年額を月額換算 税、管理費含む
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,471	3,063	2,639	出所:JAC Strattons(ジェイエイシーストラットンズ) 地区名:ロンドン(アクトン) 住宅の種類:ハウスタ입(3ベッドルーム) 占有面積:101.75m2 家賃2,477.03ポンド/月 カウンシルタックス(固定資産税)161.69ポンド/月 諸経費(契約書手数料:180ポンド、敷金:家賃6週間相当など)含まず

英国(調査都市:ロンドン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.08	出所:英国エネルギー・気候変動省(DECC) 製造業600社における2015年第4四半期の平均 気候変動税、VAT含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料:9.83 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料:8.47 1kWh当たり料金: 0.13	出所:ブリティッシュガス ロンドン中心部における価格 料金算定方法: 日額基本料0.2601ポンド×31(日)×1.05(VAT) 1kWh当たり料金0.1256ポンド×1.05(VAT) VATの軽減税率(5%)適用、支払方法:引き落とし
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:9.10 1m3当たり料金: 2.99	月額基本料:8.03 1m3当たり料金: 2.63	月額基本料:6.92 1m3当たり料金: 2.27	出所:テムズウォーター、OFWAT(英国水道事業規制局) 年間使用量が上下水道ともに500m3以下、下水道パイプ径が 15mm以下の料金で、年額を月額換算 VAT含まず(上水道はVAT課税(20%、業種によって非課税)、下水 道はVAT非課税) 基本料金内訳は上水道1.70ポンド、下水道が5.22ポンド、1m3当 たりの料金内訳は上水道が1.356ポンド、下水道が0.9148ポンド
料ガス	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	非公表
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,352~1,552 (2)1,953~2,153 (3)1,953~2,153	(1)1,193~1,370 (2)1,724~1,900 (3)1,724~1,900	(1)1,028~1,180 (2)1,485~1,637 (3)1,485~1,637	出所:英国日本通運 工場立地:ミルトン・キーンズ 最寄り港:サザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→横 浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→ ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→サザンプトン港→工場立地(ミルトン・キ ーンズ) 海上保険料、通関諸費用含まず 横浜港、ニューヨーク港に到着後の荷降ろし費等は別途発生する
為替	19.為替レート	1米ドル=0.7604ポンド、1ユーロ=0.8615ポンド (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)		20		出所:英国歳入関税庁 施行日:2016年4月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)		45		出所:英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる ・利子所得:0%~45% ・配当所得:10%~37.5% ・非留保所得(給与所得などの上記以外の所得):20%~45%
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:英国歳入関税庁 施行日:2011年1月4日 軽減税率: 5%:家庭用燃料や電気料金、公認の省エネ商品、衛生用品など 0%:食料品(ただし、酒類、スナック菓子、温かい食べ物、スポーツ 飲料、アイスクリーム・ソフトドリンク・ミネラルウォーターなどを除 く)、書籍、子供衣服、公益事業、交通機関など VAT非課税:教育、金融、保険、医療など
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約(第11条) 金融機関等:免税 ※2014年12月に発効した「日英租税条約改正議定書」により10% から原則免税に変更
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約(第10条) 親子会社間配当:免除(持株割合10%以上:配当が支払い法人に おいて損金算入できる場合は10%の税率が適用される) 上記以外の一般配当:10% ※2014年12月に発効した「日英新租税条約改正議定書」により現 在の税率に変更
	25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		0		出所:日本財務省および国税庁 日本との租税条約(第12条) 使用料については、一律源泉地国免税

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,084	3,605 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,774	5,097 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,531	8,413 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	4.営業職(月額)	4,475	3,950 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,069	2,709 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,517	2,222 出所:ドイツ連邦統計局 2016年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	6.法定最低賃金	9.63ユーロ	出所:ドイツ連邦統計局 時給。 2015年1月から全業種共通の最低賃金が導入された。ただし、業種によって最低賃金の導入までの移行期間(2016年末まで)あり。業種により共通の最低賃金を上回る、団体協約最低賃金が定められていることがある。共通最低賃金は2017年1月から8.84ユーロに上昇。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の20~110%相当	出所:ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:20.625% 被雇用者負担率:19.325% 雇用者負担率の内訳; 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 介護保険:1.175% 年金:9.35% 労災保険:1.3%(平均) 被雇用者負担率の内訳; 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 介護保険:1.175% 年金:9.35%	出所:deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる。 介護保険の負担率は2017年1月から2.55%に上昇(雇用者・被雇用者負担率はそれぞれ1.275%)。 子供がない被雇用者の課税率は2.8%に上昇。(雇用者・被雇用者負担はそれぞれ1.4%)
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:1.4% 2014年:2.7% 2015年:2.7%	出所:ドイツ連邦統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	170	150 出所:デュッセルドルフ市 工業団地名:リーレンフェルト地区 土地取得税は購入価格の6.5%、仲介手数料は購入価格の3.0~5.0%(交渉可、VAT含まず)、公証手続き1.0~1.5%。最低購入価格
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.66~6.80	5.00~6.00 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:ラート工業団地 敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は借賃料の3.5~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	10.20~13.03	9.00~11.50 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 地区名:ラート工業団地 敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は賃料の3.5~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1.246~2.243	1,100~1,980 出所:不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名:メアブッシュ、デーレンドルフ、ハーフェンの平均的な価格 住宅の種類:アパート 占有面積:90~110m2 敷金として借上料2~3ヵ月相当、仲介手数料は契約期間によって異なる(最大2.38ヵ月、発注者負担)。管理費含む、家具付き

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:15 1kWh当たり料金:0.25	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.22	出所:デュッセルドルフ現業公社
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:6.51 1kWh当たり料金:0.29	月額基本料:5.75 1kWh当たり料金:0.26	出所:デュッセルドルフ現業公社
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:9.10 1m3当たり料金:2.14	月額基本料:8.03 1m3当たり料金:1.89	出所:デュッセルドルフ現業公社 年間契約料96.30ユーロを月額換算
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:7.99 1m3当たり料金:0.60	月額基本料:7.05 1m3当たり料金:0.53	出所:デュッセルドルフ現業公社 1kWh当たり0.056ユーロを1m3当りに換算(換算係数10.288)
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,449 (2)3,072 (3)3,050	(1)2,162 (2)2,712 (3)2,692	出所:日系物流会社 工場立地:デュッセルドルフ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ロッテルダム港→工場立地(デュッセルドルフ) 海上輸送費VAT非課税、陸上輸送費VAT含まず、契約内容によってはVATの支払いが生じる コンテナ取扱料金(THC)含む
為替	19.為替レート	1米ドル=0,8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	15		出所:ドイツ連邦財務省 国税 法人税+地方税の実効税率は平均29.72%
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収のうち8,652ユーロ(配偶者なし)、1万7,304ユーロ(配偶者有)は控除。最高税率45%は年収25万4,447ユーロ(配偶者なし)以上、50万8,894ユーロ(配偶者有)以上の部分に適用。別途、所得税額に対し連帯付加税5.5%が加算される
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など:7%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所:財務省 日本との租税条約(第11条) 日独両政府は2015年12月、新租税協定を締結。新協定は2017年1月から適用開始の見込み。適用開始前の利子送金最高課税率は10%
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:財務省 日本との租税条約(第10条) 持株割合25%以上・保有期間18ヵ月以上の場合は免税。 日独両政府は2015年12月、新租税協定を締結。 新協定は2017年1月から適用開始の見込み。
25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0		出所:財務省 日本との租税条約(第12条) 日独両政府は2015年12月、新租税協定を締結。新協定は2017年1月から適用開始の見込み。適用開始前の利子送金最高課税率は10%	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,128	2,761 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門労働者。2014年値に2015年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,461	3,938 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門従業員。2014年値に2015年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,393	5,643 出所: オーストリア連邦会計検査院「国民平均収入報告書2013」 カテゴリー「上級管理職従業員」。数値は2014年の年収であり、月額換算後、2015年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,469	2,179 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「G」商業部門労働者。2014年値に2015年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,362	2,085 出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「I」飲食店労働者。2014年値に2015年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	6.法定最低賃金	-	法律で最低賃金は定められていない
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	給与(月額)2ヵ月相当	出所: オーストリア連邦労働院 法律では定められていないが、慣例として夏・冬の2回(合計2ヵ月相当)支給
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 21.48% 被雇用者負担率: 18.12% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00% 医療保険: 3.78% 年金: 12.55% その他: 2.15% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00% 医療保険: 3.87% 年金: 10.25% その他: 1%	出所: オーストリア社会保険組合連合会
9.名目賃金上昇率(2013年→2014年→2015年)	2013年: 1.9% 2014年: 1.4% 2015年: 1.7%	出所: オーストリア経済研究所(WIFO)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	952	840 出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン23区 占有面積: 3,221m2 購入手数料3%含む
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	1.77	1.56 出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン11区 占有面積: 2,003m2 手数料別(借料3ヵ月相当)
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	17.45	15.40 出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン3区 占有面積: 788.4m2 管理費含む。敷金別(賃料3ヵ月相当)
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,234	1,972 出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン1区 占有面積: 121m2 エレベーター、セントラルヒーティング付き。管理費含む。不動産会社手数料別(賃料2ヵ月相当)

オーストリア(調査都市:ウィーン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1.89 1kWh当たり料金: 0.05	月額基本料: 1.67 1kWh当たり料金: 0.04	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 20ユーロ/年を月額換算 MEGA Float料金 ウィーン市施設使用税6%、VAT20%含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 9.55 1kWh当たり料金: 0.19	月額基本料: 8.43 1kWh当たり料金: 0.17	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 101.15ユーロ/年を月額換算 Strom Optima料金 ウィーン市施設使用税6%含む
水道料	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 4.27	月額基本料: - 1m3当たり料金: 3.77	出所: ウィーン市水道局MA31 1m3当たりの料金の内訳上水1.80ユーロ+下水1.97ユーロ 月額基本料はない
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1.89 1m3当たり料金: 0.20	月額基本料: 1.67 1m3当たり料金: 0.18	出所: ウィーン・エネルギー公社 月額基本料: 20ユーロ/年を月額換算 1m3当たりの料金は契約年数(1年か2年)によって異なり、左記は1年の場合 (1kWh当たり0.017ユーロ、1kWh=10.5m3で換算)。VAT、ウィーン市施設使用 税6%含まず
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,322 (2) 3,138 (3) 3,809	(1) 2,050 (2) 2,770 (3) 3,362	出所: オーストリア系フォワーダー 工場立地: ウィーン 最寄り港: ハンブルクもしくはブレマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ウィーン)→ハンブルク港/ブレマーハーフェン港 →横浜港 海上輸送: VAT非課税 (2) 第3国輸出: 工場立地(ウィーン)→ハンブルク港/ブレマーハーフェン 港→ニューヨーク港 海上輸送: VAT非課税 ニューヨークのTHC(ターミナルハンドリングチャージ)含む: VAT含まず (3) 対日輸入: 横浜港→ハンブルク/ブレマーハーフェン港→工場立地 (ウィーン) 海上輸送: VAT非課税 陸上輸送: VAT含まず THC, ISPC, サーチージ等を含む 契約内容によっては、VATがかかる項目あり
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	25		出所: オーストリア財務省、首相府の法令情報システム、法人税法22条1項 企業登記後、有限会社の最低法人税額は1,750ユーロ/年、株式会社の最低 法人税額は、3,500ユーロ/年が課される(連邦産業院)
	21.個人所得税 (最高税率%)	55		出所: オーストリア電子政府、首相府の法令情報システム、2004年所得税法 33条1項 累進課税で税区分は年収に応じ、以下の4段階。受取配当金含む (1) 年収1万1,000ユーロ以下: 0% (2) 年収1万1,000ユーロ超~1万8,000ユーロ以下: 25% (3) 年収1万8,000ユーロ超~3万1,000ユーロ以下: 35% (4) 年収3万1,000ユーロ超~6万ユーロ以下: 42% (5) 年収6万ユーロ超~9万ユーロ以下: 48% (6) 年収9万ユーロ超~10万ユーロ以下: 50% (7) 10万ユーロ超: 55% (2020年まで暫定、以降は50%)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 首相府の法令情報システム 1994年売上税法10条1項(税率)、1994 年売上税法10条2項(軽減税率) 軽減税率: 対象: 食品、飲料、書籍、絵画、公共交通機関運賃、家賃(居住目的の場合 に限る)など: 10% 対象: 宿泊施設、キャンプ場使用料、芸術活動報酬、観劇・映画、スポー ツイベント入場料、国内航空賃など: 13% (2016年より)
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第10条) 2014年改正
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 20 親子間: 10		出所: 日本との租税条約(第9条) 親子間の持株比率: 50%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)

スイス(調査都市:ジュネーブ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	6,729	5,939	6,470	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、製造業10年勤続、非管理職を想定した平均給与。 残業代除く。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	8,965	7,913	8,620	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、エンジニア、10年勤続、中堅クラスを想定した平均給与。 残業代除く。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	10,952	9,666	10,530	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、化学製薬産業、10年勤続、中堅クラスを想定した平均給与。 残業代除く。
	4.営業職(月額)	7,467	6,591	7,180	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、自動車販売、10年勤続、非管理職を想定した平均給与。 残業代除く。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,680	4,131	4,500	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、アパレル販売、10年勤続、非管理職を想定した平均給与。 残業代除く。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,566	4,030	4,390	出所:ジュネーブ雇用市場観測所(OGMT) 1980生まれ、外食産業、10年勤続、非管理職を想定した平均給与。 残業代除く。
	6.法定最低賃金		—		スイス当局オンライン(https://www.ch.ch/fr/salaire-minimum-et-salaire-moyen/)によると、スイスでは法定最低賃金はないが、各産業が団体労働協約によって、産業別に賃金や休暇などの労働条件を取り決めている。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)		給与(月額)の1ヵ月相当。		出所:スイス連邦経済省経済事務局(SECO) 賞与はスイスでは労働慣行的なところがある。産業や企業によっては給与の数ヵ月相当支給するところもある。全く支給しない産業、企業もある。公務員は年棒制で賞与はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.91% 被雇用者負担率:14.96% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.1%、 年金:11.4%(義務的高齢年金AVS5.15%+企業高齢年金6.25%)、 その他:3.141%(家族手当2.3%、出産保険0.041%、職場外労働災害保険0.8%) 医療保険:公的医療保険はない ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.1%、 年金:11.4%(義務的高齢年金AVS 5.15%、企業高齢年金6.25%)、 その他:1.341%(出産保険0.041%、職場外労働災害保険1.3%)			出所:ロマンド地域雇用主連盟
9.名目賃金上昇率(2013年→2014年→2015年)	2013年:スイス全体 0.7%、ジュネーブ 0.1% 2014年:スイス全体 0.8%、ジュネーブ 0.0% 2015年:スイス全体 0.4%、ジュネーブ △0.9%			出所:連邦統計局(OFS)、ジュネーブ州統計局(OCSAT)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	工業団地の土地は州政府より一定期限(30~60年)借りあげ、その土地の上に借用した企業が設備や必要関連建物を建設するのが通例。土地としての販売物件は皆無。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	22~24 7~11	19~21 6~10	21~23(ジュネーブ市街) 7~11(ジュネーブ郊外)	出所:Industrial Estate Foundation of Geneva(FTI) 手数料別(賃料の10%程度)
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	40~76	35~67	38~73	出所:ジュネーブ州政府「Why Geneva is your best business location in Europe- International Comparison 2014/2015」 手数料別(賃料の10%程度)
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	4,737	4,181	4,555	出所:ジュネーブ州政府「Why Geneva is your best business location in Europe- International Comparison 2014/2015」 手数料別(賃料の10%程度)。市街中心地アパート(120m2)平均賃料

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.12~0.22	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11~0.19	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.12~0.21	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) "Vitale Bleu"プラン。3万kWhを超える場合の価格。契約電圧、 季節、昼夜などによって1kWh当たりの料金が変動する。 (最低値:夏季料金、低稼働率の時間帯) 1Kwhのエネルギー料金0.0865フラン+送電設備使用料0.0205 フラン+送電設備使用にかかる公共税 15.60%(0.0030フラン) +再生エネルギー及び水資源保護連邦税 0.013フラン (最高値:冬季料金、高稼働率の時間帯) 1Kwhのエネルギー料金0.1045フラン+送電設備使用料0.0800 フラン+送電設備使用にかかる公共税 15.60%(0.0125フラン) +再生エネルギー及び水資源保護連邦税 0.013フラン
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.24~0.51	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.21~0.45	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.23~0.49	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 年間利用量が3万kWh以下の価格。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 24~2,479 1m3当たり料金: 2.48~1.41	月額基本料: 21~2,480 1m3当たり料金: 2.19~1.25	月額基本料: 23~2,701 1m3当たり料金: 2.38~1.36	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 料金算定方法: 少量の場合100m3~499m3: CHF 2.38 大量の場合5,000m3~20'000 m3: CHF 1.36
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.2~9,578 使用料: 0.13~0.06kWh	月額基本料: 3.9~8,453 使用料: 0.12~0.06kWh	月額基本料: 4.3~9,259 使用料: 0.13~0.06kWh	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) ジュネーブのガス料金は以下の3つの要素で構成される。 a) kWh / GWh量に応じた年額基本料 CHF 50.76~CHF 110,504.52 b) 設置電源に基づく年額基本料 CHF 22.95/kWh c) 4種類から選択したスキームに応じた使用料 CHF 0.0617~CHF 0.1280/kWh.
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 4,108 (2) 5,148 (3) 5,174	(1) 3,626 (2) 4,544 (3) 4,567	(1) 3,950 (2) 4,950 (3) 4,975	出所: スイス日本通運 工場立地: ジュネーブ 最寄り港: ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→横浜 港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費含む。BAF, CAF含む(VAT込) (2) 第3国輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→ ニューヨーク港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費含む。BAF, CAF, THC含む(VAT込) (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(ジュネー ブ) ロッテルダム港からジュネーブまでの陸上輸送費、パーゼルで の積み替え手数料など含む(VAT込) (1)~(3)ともにロッテルダム港でのハンドリング手数料等含む。 海上輸送費については非課税。
為替	19.為替レート	1米ドル=0.9615フラン、1ユーロ=1.0894フラン (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	連邦税: 8.50 州税および地方税: 23.49			出所: ジュネーブ州政府 注) 州税および地方税は州により異なる。
	21.個人所得税 (最高税率%)	42.5			出所: ジュネーブ州政府「Why Geneva is your best business location in Europe- International Comparison 2014/2015」 単身世帯で年収が110万5,200フランの場合の税率(連邦税含 む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、各種経費 が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最 高税率11.5%)含む。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	8			出所: スイス連邦税務局 軽減税率: 食品、飲料、新聞、書籍、水道など: 2.5% 宿泊料: 3.8%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	(1)0%、(2)10%			出所: 日本との租税条約(第11条) (1)政府・銀行・年金基金など: 0% (2)その他: 10%
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	(1)0%、(2)5%、(3)10%			出所: 日本との租税条約(第10条) (1)持株比率(6か月以上保有)50%以上: 0%、 (2)10%以上: 5%、 (3)その他: 10%
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0			出所: 日本との租税条約(第12条)	

スウェーデン(調査都市:ストックホルム)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,370	2,975	28,191	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2016年6月。時給(年平均)163.9クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,411	3,894	36,900	出所:スウェーデン中央統計局 2015年。月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,731	5,941	56,300	出所:スウェーデン中央統計局 2015年。月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	4.営業職(月額)	4,722	4,168	39,500	出所:スウェーデン中央統計局 2015年。月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,356	2,962	28,070	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2015年の時給(年平均)163.20クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,766	2,441	23,134	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2015年の時給(年平均)134.50クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週/12ヵ月))。基本給のみ
	6.法定最低賃金		—		出所:スウェーデン貿易・投資公団 法定最低賃金はない 企業・業種により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		—		出所:ヘルストルム法律事務所より聴取 法定支給義務はないが、任意で支給する企業が多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7.00%(3万3,500クローナまでの収入に対して課税) 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:10.21% 遺族年金保険:1.17% 医療保険:4.85% 労働災害保険:0.30% 両親保険:2.60% 労働市場(雇用)保険:2.64% 一般賃金税:9.65% 被雇用者負担率の内訳:7.00%(年金自己負担のみ)			出所:スウェーデン国税庁 2016年の適用率。 被雇用者が1951年以降生まれの場合。 1991年以降生まれの場合、25.46%(2016年5月まで適用、6月からは通常の適用率となる)。 1938年～1950年生まれの場合、16.36%。 1937年以前に生まれた場合、6.15%。
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:2.5% 2014年:2.8% 2015年:2.4%			出所:スウェーデン財務省「政府2016年予算案」資料	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	191～383	169～338	1,600～3,200	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 土地購入の場合、不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	13～24	12～21	110～200	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 上下水工事および道路建設費用は自治体負担。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23～52	20～46	192～433	出所:ジョーンズ・ラング・ラサール(不動産事業者)、スウェーデン国税庁 2,300～5,200クローナ/年を月額換算 地区名:ストックホルム市内および近郊 占有面積:n.a. 税・諸経費の内訳:不動産評価額の1%が加算される。基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,989	2,638	25,000	出所:ボスタードスジェンスト(不動産仲介インターネットサイト http://www.bostadstjanst.com/)、スウェーデン国税庁 地区名:シティ(ノルマルム) 住宅の種類:アパート 占有面積:105m2 税・諸経費の内訳:家具、食洗機、洗濯機、乾燥機、シャワールーム、エレベーター、暖房、暖炉、上下水道、ケーブルテレビ、ブロードバンド付き。ごみ収集費含む。VAT非課税。 住宅借上における現地特有の慣習:デポジットとして3ヵ月相当の家賃を契約時に支払うケースがある。 ストックホルムでは賃貸住宅の供給数が極めて少なく、駐在員向けの住宅は希少である。 公営賃貸住宅の又借りなどをせざるを得ない場合もあるが、規定が厳しく、1～2年以内など短期に限られる。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 12 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料: 11 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 101 1kWh当たり料金: 1.28	出所: フォータム、エレビオ 契約種類(企業1年契約、ストックホルム市内、20A~35A) 料金算定方法: 月額基本料(月間基本料45クローナ+電気送電会社への月間契約料55.63クローナ) 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.788クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気送電会社への料金)0.4819クローナ+緑の認証電気料0.015クローナ、エネルギー税・VAT含む。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 11 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料: 10 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 91 1kWh当たり料金: 1.32	出所: フォータム、エレビオ 一般的な契約(1年契約、水力電力、固定型、年間使用量2000kWh、ストックホルム市内アパート、20A~35A) 料金算定方法: 月額基本料(月間基本料35クローナ+電気送電会社への月間契約料55.63クローナ) 1kWh当たり料金=固定制電気料金0.8360クローナ+トランスファーチャージ(使用量に応じた電気送電会社への料金)0.4819クローナ。エネルギー税・VAT含む。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 51~ 10,125 1m3当たり料金: 0.78	月額基本料: 45~8,937 1m3当たり料金: 0.69	月額基本料: 426~84,694 1m3当たり料金: 6.55	出所: スtockホルム市水道局 料金算定方法: =(年間水道使用量600~30万m3当たりの基本料1,754~101万2,974クローナ+年間契約料3,356クローナ)/12カ月。 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間2.06クローナ徴収。VAT(25%)含む。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 20~1,245 1m3当たり料金: 0.37	月額基本料: 18~1,099 1m3当たり料金: 0.32	月額基本料: 168~10,417 1m3当たり料金: 3.08	出所: スtockホルム・ガス 料金算定方法: =(契約量に応じて6段階の年間基本料2,020~12万5,000クローナ)/12カ月。税、VAT(25%)含まず。 1m3当たり料金: 3.08クローナ(VAT含まない。2015年1月から料金体系がkWh建てに変更されたため、ストックホルムガスから聴取) ガスの種類: 新都市ガス(天然ガス50%と空気50%を混ぜた環境に優しいガス)。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	n.a.	n.a.	n.a.	
為替	19.為替レート	1米ドル=8.3649クローナ、1ユーロ=9.4770クローナ (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	国税: 22 地方税: - その他公租公課: -			出所: スウェーデン国税庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30%となる。 改定日: 2013年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)	国税: 25 地方税: 29.25(教会税なし)~36.74(教会税含む)			出所: スウェーデン国税庁 地方税はストックホルム市の税率。これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算。 a) 国税の税率は所得が43万200クローナ未満はゼロ、 b) 43万200クローナ以上62万5,800クローナ未満の場合は43万200クローナを超えた分に対し20%、 c) 62万5,800クローナ超の場合は62万5,800クローナを超えた分に対し25%(2016年)。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所: スウェーデン国税庁 食品・飲料、芸術家報酬とその作品販売など、ホテル・レストランなど: 12% 新聞(日刊紙)、書籍、文化イベント、非公共スポーツ関連、国内交通機関運賃(タクシー、汽車、飛行機)など: 6% 公共サービス、金融・資産管理・保険業、会報や社内報、非営利組織の定期刊行物、広告、不動産取引(一部例外あり)スポーツイベント(一部例外あり)など: 非課税
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第11条) 改定日: 2014年10月12日
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第10条) 親子間要件: 議決権付き株式を10%以上、6カ月以上保有 改定日: 2014年10月12日
25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	0			出所: 日本との租税条約(1983:203)(第12条) 改定日: 2014年10月12日	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	949	837	22,635	出所: チェコ日本商工会「2016年現地従業員給与アンケート」 製造業33社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,568	1,384	37,398	出所: チェコ日本商工会「2016年現地従業員給与アンケート」 製造業34社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,523	3,110	84,049	出所: チェコ日本商工会「2016年現地従業員給与アンケート」 全業種46社の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む
	4.営業職(月額)	1,995	1,761	47,587	出所: チェコ日本商工会「2016年現地従業員給与アンケート」 全業種27社の「販売営業系実務担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	733	647	17,481	出所: チェコ統計局 「(アパレル業含む)販売員」の2015年の平均賃金。 月額(基本給、残業代、賞与含む)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	668	590	15,935	出所: チェコ統計局 「(飲食業を含む)接客員」の2015年の平均賃金。 月額(基本給、残業代、賞与含む)
	6.法定最低賃金	9,900コルナ			出所: 「最低賃金に関する政令改正法」(第233/2015号) 改定日: 2016年1月1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の0.909ヵ月相当			出所: チェコ日本商工会「2016年現地従業員給与アンケート」 全業種57社の2015年の実績の平均値
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 34.0% 被雇用者負担率: 11.0% 雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.2% 医療保険: 9.0% 年金: 21.5% その他: 2.3%(疾病保険) 被雇用者負担率の内訳; 医療保険: 4.5% 年金保険: 6.5%			出所: チェコインベスト 原典: No. 589/1992 社会保険法 現行法 No. 592/1992 一般健康保険法 現行法 No. 48/1997 公共健康保険法 現行法
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: △0.1% 2014年: 2.9% 2015年: 2.7%			出所: チェコ統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	a) 60~157 b) 20 c) 17 d) 23 e) 18	a) 53~139 b) 18 c) 15 d) 20 e) 16	a) 1,432~3,757 b) 484 c) 411 d) 545 e) 436	出所: a) プルゼニュー市庁、b) ウースチー州トライアングル工業団地管理局、c) モスト市庁、d) 現地土地開発事業者、e) オストラバ市庁 工業団地名: a) プルゼニュー市内工業団地、b) トライアングル工業団地(ウースチー州・ジャテツ市近郊)、c) ヨゼフ工業団地(モスト市)、d) ホレシヨフ工業団地(南モラビア)、e) モシュノフ工業団地(北モラビア) a) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.82~5.87	4.25~5.18	115~140	出所: プルゼニュー市庁 工業団地名: プルゼニュー市内工業団地 光熱費、管理費を含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 22~23 (b) 17~19 (c) 15~17	(a) 19~20 (b) 15~17 (c) 13~15	(a) 513~541 (b) 405~459 (c) 351~405	出所: コリアーズ・インターナショナル 地区名: (a) プラハ1区、(b) プラハ1区以外の中心部、(c) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,677~3,353	1,480~2,960	40,000~80,000	出所: 現地不動産会社検索サイト(www.happyhouserentals.com, www.remax-czech.cz) プラハ6区(日本人学校近く) 戸建て(家具付き)、駐車場付き。 190~380m2 維持費・光熱費含まず

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 5.78~394 1kWh当たり料金: 0.01~0.15	月額基本料: 5.11~348 1kWh当たり料金: 0.01~0.14	月額基本料: 138~9,395 1kWh当たり料金: 0.24~3.65	出所:プラハ電力 契約アンペア数が3x160A以下の場合。環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。 再生可能エネルギー発電促進賦課金(月額23.96 CZK x アンペア数 x フェーズ 数 +VAT、但し最大1MWh当たり495 CZK)は含まれない
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 4.57~37 1kWh当たり料金: 0.01~0.17	月額基本料: 4.03~33 1kWh当たり料金: 0.01~0.15	月額基本料: 109~893 1kWh当たり料金: 0.24~4.01	出所:プラハ電力 契約アンペア数が3x63A以下の場合。環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。 再生可能エネルギー発電促進賦課金(月額23.96 CZK x アンペア数 x フェーズ 数 +VAT、但し最大1MWh当たり495 CZK)は含まれない
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 3.56	月額基本料:— 1m3当たり料金: 3.14	月額基本料:— 1m3当たり料金: 85	出所:プラハ水道局 VATは軽減率(15%)適用
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.74~18 1m3当たり料金: 0.54~0.75	月額基本料: 5.07~16 1m3当たり料金: 0.48~0.67	月額基本料: 137~425 1m3当たり料金: 13~18	出所:プラハ・ガス 年間消費量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合、年額制で1m3当たり14コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~68コルナの環境税が別途加算。 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,150 (2)2,550 (3)2,450	(1)1,898 (2)2,251 (3)2,163	(1)51,290 (2)60,833 (3)58,447	出所:在チェコ日系ロジスティクス企業 工場立地:プラハ 最寄り港:ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(プラハ)→ハンブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(プラハ)→ハンブルク港→第3国仕向け港(ニューヨー ク港) (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(プラハ) ターミナル料など港湾費用、輸出入諸掛含まず。 陸上輸送費含む。 VAT含まず。 米ドル建てをコルナ建て、ユーロ建てに換算
為替	19.為替レート	1米ドル=23.8559コルナ、1ユーロ=27.0275コルナ (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)		19		出所:所得税法(法律第586/1992号)現行法 受取配当金税率は15%
	21.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:所得税法(法律第586/1992号)現行法 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負担の社会・健康保険料(合わ せてグロス賃金の34%)を加算したもの。 年額平均賃金の4倍を超える所得部分に対して、更に7%の連帯賦課税が課さ れる。 証券売却による収入は、3年間超保有していた場合は非課税。 債券利益・利息、受取利子、受取配当金は、源泉課税(15%)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)		21		付加価値税法改正法(法律第262/2014号、2015年1月1日発効) 標準税率:21% 軽減税率: 食品、新聞・雑誌、水道料金など:15% 乳幼児用食品、医薬品、書籍など:10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般:15 親子間:10		出所:日本との租税条約(第10条) 親子間要件:6ヵ月以上、議決権付株式25%以上
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第12条) 文化・芸術品の使用料は免除	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	589~1,045	520~923	161,333~286,333	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2016 平均グロス賃金(基本給、賞与を含む、社会保障(雇用者負担)含まず)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,692	1,493	463,500	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2016 平均グロス賃金(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず) 「Production Engineer」の「Senior Staff」平均賃金
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,258	1,993	618,500	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2016 平均グロス賃金(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず) 「Head of Logistics」の「Managing Staff」平均賃金
	4.営業職(月額)	1,771	1,563	485,083	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2016 平均グロス賃金(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	545	481	149,372	出所:ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金2015年。(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	471	416	129,037	出所:ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金2015年。(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず)
	6.法定最低賃金	110,000フォリント			出所:政令 454/2015 改定日:2016年1月1日 月額を記載、高校卒業資格者以上は月額 12万9,000フォリント (法定最低賃金を2017年1月1日より、12万7,500フォリントに引き上げ、高校卒業資格者以上は16万1,000フォリントに引き上げ予定)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1~2カ月相当			
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:27% 被雇用者負担率:18.5% ■雇用者負担率の内訳: 社会貢献税:27.0% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.0% 年金:10.0%			出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査 2016 雇用者は職業訓練基金拠出金(1.5%)も負担 (雇用者負担率について2017年1月1日より22%、2018年は20%に引き下げ予定)
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:4.9% 2014年:3.0% 2015年:4.3%			出所:ハンガリー統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	39	34	10,642	出所:ハンガリー投資促進庁(HIPA) 工業団地名:タタバーニャ工業団地(ブダペスト西方) ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.32	2.05	635	出所:ハンガリー投資貿易庁(HIPA) 工業団地名:ソルノク工業団地(ブダペスト南方)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	26~28	23~25	7,138~7,759	出所:現地不動産事業者 地区名:ルーズベルトオフィス(ブダペスト) 管理費(1156フォリント/m2/月)別 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,813	1,600	496,561	出所:現地不動産事業者 地区名:ブダペスト2区 住宅の種類:アパート、駐車場(2台分)、プール、24時間受付サービス付 占有面積:100m2 共益費、水道光熱費別 VAT非課税 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算

ハンガリー(調査都市:ブダペスト)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォロント	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: n.a. 1kWh当たり料金: (1)0.15 (2)0.14 (3)0.12 (4)0.12 (5)0.12 (6)0.12 (7)0.12	月額基本料: n.a. 1kWh当たり料金: (1)0.13 (2)0.12 (3)0.11 (4)0.11 (5)0.11 (6)0.11 (7)0.10	月額基本料: n.a. 1kWh当たり料金: (1)41 (2)38 (3)34 (4)33 (5)33 (6)33 (7)32	出所:ハンガリーエネルギー・公益事業規制庁 欧州統計局へ年二回義務付けられている平均金額報告の2015年下半期データ (1)使用量20MWh未満/年 (2)使用量20MWh以上 500MWh未満/年 (3)使用量500MWh以上 2,000MWh未満/年 (4)使用量2,000MWh以上 2万MWh未満/年 (5)使用量2万MWh以上 7万MWh未満/年 (6)使用量7万MWh以上 15万MWh以下/年 (7)使用量15万MWh超/年
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 0.56 1kWh当たり料金: (1)0.13 (2)0.14	月額基本料: 0.49 1kWh当たり料金: (1)0.12 (2)0.12	月額基本料: 153 1kWh当たり料金: (1)36 (2)38	出所:エルム電力 (1)使用量110kWh以下/月 (2)使用量110kWh超/月
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (1)5.75 (2)21 (3)34 1m3当たり料金: 0.92	月額基本料: (1)5.07 (2)19 (3)30 1m3当たり料金: 0.82	月額基本料: (1)1,575 (2)5,753 (3)9,385 1m3当たり料金: 253	出所:首都水道局 (1)使用量7.5m3以下/日 (2)使用量7.5超~15m3以下/日 (3)使用量15m3超/日
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: n.a. 1m3当たり料金: (1)0.54 (2)0.54 (3)0.47 (4)0.41 (5)0.37 (6)0.38	月額基本料: n.a. 1m3当たり料金: (1)0.48 (2)0.48 (3)0.42 (4)0.36 (5)0.33 (6)0.33	月額基本料: n.a. 1m3当たり料金: (1)148 (2)149 (3)129 (4)112 (5)101 (6)103	出所:ハンガリーエネルギー・公益事業規制庁 欧州統計局へ年二回義務付けられている平均金額報告の2015年下半期データ (1)使用量1,000GJ 未満/年 (2)使用量1,000GJ 以上1万GJ 未満/年 (3)使用量1万GJ以上10万GJ未満/年 (4)使用量10万GJ以上100万GJ未満/年 (5)使用量100万GJ以上400万GJ以下/年 (6)使用量400万GJ超/年
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,366 (2)1,108 (3)1,450	(1)1,206 (2)978 (3)1,280	(1)374,190 (2)303,515 (3)397,200	出所:NECロジスティックス 工場立地:ブダペスト 最寄り港:コペル港 第3国仕向け港:香港港 (1)対日輸出:工場立地(ブダペスト)→コペル港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ブダペスト)→コペル港→香港港 (3)対日輸入:横浜港→コペル港→工場立地(ブダペスト) 港湾手数料、VATを含まず 米ドル建てをユーロ建て、フォロント建てに換算
為替	19.為替レート	1米ドル=273.9309フォロント、1ユーロ=310.3505フォロント (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)		10、19		出所:ハンガリー国家税・関税庁 国税:課税標準額5億フォロントまで10%、5億フォロントを超えた分は19% 地方税は以下の通り 地方事業税:最大2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり最大1,852フォロント/年もしくは建物市場価格の最大3.6% 土地保有税:1m2当たり最大336フォロント/年もしくは土地市場価格の最大3% 建物税及び土地保有税率改定日:2015年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:ハンガリー国家税・関税庁
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)		27		出所:ハンガリー国家税・関税庁 付加価値税法(2007/CXXVII号)改正 軽減税率: 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書、豚肉など:5% 軽減税率対象改定日:2016年1月1日
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第10条)
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第12条) 工業的使用料:10% 文化的使用料:0%(免除)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	588~1,018	519~899	2,237~3,870	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Fitter」、「Production Operator」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,094~1,735	965~1,531	4,157~6,595	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Process Engineering Specialist/製造技術」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,714~2,798	1,512~2,470	6,514~10,638	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Production Manager」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	4.営業職(月額)	1,132~1,697	999~1,498	4,303~6,452	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Sales Representative」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	579~885	511~781	2,202~3,365	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(アパレル以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	579~885	511~781	2,202~3,365	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」(飲食以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2016年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	6.法定最低賃金	2,000ズロチ			出所: 「最低賃金に関する政令」(2016年9月13日) 改定日: 2017年1月1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)1カ月相当(年1回支給)			一般的事例: 給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 19.21%~22.41% 被雇用者負担率: 13.71%+健康保険料 ・雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 6.50% (1) 傷害保険: 0.40~3.60%(業種によって異なる) (2) 失業保険(労働基金) (a): 0.10% 失業保険 (b): 2.45% ・被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 1.50% 疾病保険: 2.45% 健康保険: 備考(3)参照			出所: ポーランド社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 (1) 改定日: 2012年2月1日 (2) 改定日: 2015年4月1日 (3) (個人所得税額×7.75%)+(グロス給与-社会保険料)×1.25%
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 3.7% 2014年: 3.2% 2015年: 3.2%			出所: ポーランド中央統計局(GUS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)16 (b)49	(a)14 (b)43	(a)62 (b)185	出所: マゾビェツキ発展庁(ARMSA) 工業団地名: (a)グレイェツ(ワルシャワから南に50km)(62) (b)ブオウニエ(ワルシャワから西に30km)(185) 共益費を含まず(個別に契約時に交渉)。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)3.16 (b)5.26	(a)2.79 (b)4.64	(a)12 (b)20	出所: Jartom工業用不動産会社 工業団地名: (a)タルチン(ワルシャワから南に40km)(12) (b)ブルシュクフ(ワルシャワから西に20km)(20) 共益費を含まず(個別に契約時に交渉)。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	17~32	15~28	65~121	出所: コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市内 公益費を含まず(個別に契約時に交渉)。 ユーロ建てを米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,000~2,367	882~2,090	3,800~9,000	出所: 現地不動産事業者 地区名: ワルシャワ市中心部のアパート、100~120m2 共益費、光熱、整備、ゴミ処理、などの経費負担は価格交渉時に決定。 VAT非課税

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:9.29 1kWh当たり料金:0.17	月額基本料:40 1kWh当たり料金:0.73	出所:RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(C11) 契約によって料金体系が異なる。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.63 1kWh当たり料金:0.14	月額基本料:2.32 1kWh当たり料金:0.12	月額基本料:10 1kWh当たり料金:0.53	出所:RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(G11)、年間500kWhまで、12カ月契約 契約によって料金体系が異なる。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.12 1m3当たり料金:1.19	月額基本料:1.87 1m3当たり料金:1.05	月額基本料:8.07 1m3当たり料金:4.54	出所:ワルシャワ市水道公社(MPWIK) VATは軽減税率(8%)。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:39 1m3当たり料金:0.42 1時間当たり料金:契約使用 量(1時間当たり)x0.02	月額基本料:35 1m3当たり料金:0.37 1時間当たり料金:契約 使用量(1時間当たり)x 0.02	月額基本料:149 1m3当たり料金:1.60 1時間当たり料金: 契約使用量(1時間当 たり)x0.08	出所:ポーランド石油・ガス会社(PGNiG)、ポーランドガス会社 (PSG) 1時間当たり使用量:10m3超65m3以下(W-5)、天然ガス。契約 によって料金体系が異なる。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,500 (2)2,200 (3)2,626	(1)1,324 (2)1,942 (3)2,318	(1)5,702 (2)8,363 (3)9,983	出所:郵船ロジスティクスポーランド 工場名(都市名):ワルシャワ 最寄り港:グダニスク港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ワルシャワ)→最寄り港(グダニスク 港)→横浜港 海上運賃:1,000ドル 内陸輸送:1,900ズロチ (2)第3国輸出:工場立地(ワルシャワ)→最寄り港(グダニスク 港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) 海上運賃:1,700ドル 内陸輸送:1,900ズロチ (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(グダニスク港)→工場立地 (ワルシャワ) 海上運賃:2,100ドル 内陸輸送:2,000ズロチ 海上運賃には港湾での諸費用を含まない。 ポーランド側での一般的な諸経費は、THC1コンテナ当り120 ユーロ、B/L発行手数料40ユーロ、ISPSチャージ1コンテナ当り 15ユーロなど。 海上運賃VAT非課税 陸上輸送VAT含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる 2016年10月データ
為替	19.為替レート	1米ドル=3.8015ズロチ、1ユーロ=4.3069ズロチ (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)		19		出所:法人所得税法(19条) 2016年9月5日の改定により前年度の販売額が120万EUR未満 の企業、または開業したばかりの企業に対して開業年度を通じ て15%の税率を適用(2017年1月1日以降)。
	21.個人所得税 (最高税率%)		32		出所:個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18% (556.02ズロ チまで控除) (b)同8万5,528ズロチ超の場合:基本税額1万4839.02ズロチ+8 万5,528ズロチ超分の所得x32%
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23		出所:物品・サービス税法 標準税率:23%(146a条) (2019年1月1日から22%となる予定) 軽減税率: 一部の食品、医薬商品など:8%(146a条) (2019年1月1日から7%となる予定) 一部の食品、書籍など:5%(41条)
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第10条)
	25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所:日本との租税条約(第12条) 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税。

スロバキア(調査都市:ブラチスラバ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,102	973 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-8「Plant and machine operators,and assemblers」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,828	1,614 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-2「[Professionals」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,322	2,932 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-1「Managers」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	4.営業職(月額)	1,502	1,326 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-3「Technicians and associate professionals」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	913	806 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-5「Service and sales workers」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	913	806 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-5「Service and sales workers」(2015年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	6.法定最低賃金	405ユーロ	改定日:2016年1月1日政府指令279/2015 月額。月額その他、時給(最低水準)を2.328ユーロとする規程あり
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	法的支払い義務はない
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:10.0% 年金:14% その他:10.2% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:4% 年金:4% その他:4.4%	出所:スロバキア社会保険庁
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:2.4% 2014年:4.1% 2015年:2.9%	出所:スロバキア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	121~215	107~190 出所:現地不動産会社 ブラチスラバ。「Industrial zones」 手数料別。一般的にVAT免除。但し、新規購入で5年以内の売却はVATの対象。(付加価値税法222/2004 38条)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.27~6.80	2~6 出所:現地不動産会社 ブラチスラバ近郊 手数料別。一般的にVAT免除(付加価値税法222/2004 38条)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	4.53~14	4~12 出所:現地不動産会社 ブラチスラバ近郊 手数料別。一般的にVAT免除(付加価値税法222/2004 38条)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	732~1,093	646~965 出所:現地不動産会社 地区名:ブラチスラバ市内 住宅の種類:3部屋のアパート。管理費別。一般的にVAT免除(付加価値税法222/2004 38条)

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.12~0.14	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11~0.12	出所: ザパドスロヴェンスカ・エネルギーティカ(電力会社) WEST タイプ
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1.06 1kWh当たり料金: 0.07	月額基本料: 0.94 1kWh当たり料金: 0.06	出所: ザパドスロヴェンスカ・エネルギーティカ(電力会社) 一般家庭用料金「DD2」プラン シングルバンドのハイパフォーマンス
水道料	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.53	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.23	出所: ブラチスラバ水道会社(BVS) 上水(1.1231ユーロ)+下水処理(1.1059ユーロ)
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 44 1m3当たり料金: 0.57	月額基本料: 39 1m3当たり料金: 0.50	出所: スロバキア・ガス(SPP) M4(年間使用料6,500m3以上の場合) 1m3当たりの料金は下記の通り算出 0.0475ユーロ(1kWh当たりの料金)×10.5(1m3=10.5kWh)= 0.498ユーロ 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,572 (2)3,387 (3)4,205	(1)2,270 (2)2,990 (3)3,712	出所: 現地フォワーダー 工場立地(都市名): ブラチスラバ 最寄り港: ハンブルグ港、ブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→ハンブルグ港→横浜港 海上輸送: VAT非課税 (2)第3国輸出: 工場立地(ブラチスラバ)→ブレーマーハーフェン港→第3国仕向け港(ニューヨーク港) 海上輸送: VAT非課税 ニューヨークのTHC(ターミナルハンドリングチャージ)含む: VAT含まず (3)対日輸入: 横浜港→ハンブルグ港→工場立地(ブラチスラバ) 海上輸送: VAT非課税 陸上輸送: VAT(20%)含む THC,ISPC,サーチャージ等を含む 契約内容によっては、VATがかかる項目あり
為替	19.為替レート	1米ドル=0.8827ユーロ (2016年8月22日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	22		出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2016年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)	25		出所: スロバキア投資貿易開発庁 改定日: 2013年1月1日
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 法令490/2010 軽減税率: 医薬品、医療機器、書籍など 10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 15 親子間: 10		出所: 日本との租税条約(第10条) 親子間要件: 持株比率25%以上を配当支払日より6ヵ月以上前から保有
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条) 文化的ロイヤルティー: 免税	

ルーマニア(調査都市:ブカレスト)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	547~768	483~678	2,154~3,023	出所:在ルーマニア日系企業(2016年9月調査:一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,030~1,694	909~1,495	4,055~6,665	出所:在ルーマニア日系企業(2016年9月調査:一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,025~2,796	1,788~2,468	7,970~11,004	出所:在ルーマニア日系企業(2016年9月調査:一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	452	399	1,779	出所:ルーマニア国家統計局(INS) ホテル・レストラン業の平均グロス賃金(2016年7月)。 基本給、社会保障(雇用者負担)含む
	6.法定最低賃金		1,250レイ		出所:政府ウェブサイト 政令2015年107号 改定日:2015年12月30日 発効日:2016年5月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与(月額)の1.0~1.5カ月相当		「13カ月目の給与」という呼称で支給、業績に応じて支給など、企業によって異なる
	8.社会保険負担率				雇用者負担率:22.75~33.45% 被雇用者負担率:16.5% ■雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:15.8%、20.8%、25.8%(職種によって異なる) 傷害保険:0.15~0.85%(職種によって異なる) 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% ■被雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5% 出所:法令2015年227号 年金と傷害保険の料率は職種によって異なる
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:4.8% 2014年:7.6% 2015年:9.8%			出所:ルーマニア国家統計局(INS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	51	45	201	出所:イモビリアレ(不動産ポータルサイト) 工業団地名:プロイエシュティ工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.35	3.84	17	出所:スパツィー・コメルチアレ(不動産ポータルサイト) 工業団地名:ギンバフ工業団地
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	19~20	17~18	76~80	出所:不動産会社エソップ 地区名:ユニヴェルシタテ 占有面積:139~370m2 管理費含む。光熱水費含まず
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,076	950	4,236	出所:ノルディス(不動産ポータルサイト) 地区名:アヴィアトリロール地区(ブカレスト市内) 住宅の種類:アパート 占有面積:105m2、3部屋、家具、駐車場付き。 VAT非課税

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.08	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.34	出所: エネル(ルーマニア電気事業者) Energeticaの場合、エネルギー規制局(ANRE)が規定した市場競争用標準価格(CPC価格)の7.5%増しが適用。 別途、物品税(2.37レイ/MWh)、コジェネ税(0.0138レイ/kWh)、グリーン電力証書税(0.0419レイ/kWh)が加算
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.18 1kWh当たり料金:0.08	月額基本料:0.99 1kWh当たり料金: 0.07	月額基本料:4.40 1kWh当たり料金: 0.32	出所: エネル(ルーマニア電気事業者)、エネルギー規制局(ANRE) 使用電力量の70%はANREが規定した市場競争用標準価格(CPC価格)をもとに各社が決定した価格が適用され、残り30%はANREによる規制価格が適用。 別途、物品税(4.74レイ/MWh)、コジェネ税(0.0138レイ/kWh)、グリーン電力証書税(0.0419レイ/kWh)が加算
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.23	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.20	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.90	出所: 水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト(ブカレスト水道事業者) チェルニカ川からの取水の場合
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.51~0.53	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.45~0.47	月額基本料: 1m3当たり料金: 2.02~2.08	出所: アクスポ・エナジー・ルーマニア 天然ガス。 料金の幅は左が使用量1,162.79MWh以上11,627.78MWh以下、右が同23.25MWh以下の場合。 別途、物品税(0.81レイ/GJ)が加算
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,817 (2)2,270 (3)1,807	(1)1,604 (2)2,004 (3)1,595	(1)7,151 (2)8,934 (3)7,111	出所: 日本郵船イスタンブール (陸上輸送費は現地物流会社) 工場名:ブカレスト 最寄り港:コンスタンツァ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入: 横浜港→コンスタンツァ港→工場立地(ブカレスト) 各手数料含まず。 海上輸送費VAT非課税。陸上輸送費VAT含まず。 契約内容によってはVATの支払いが生じる。
為替	19.為替レート	1米ドル=3.9355レイ、1ユーロ=4.4587レイ (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	16			出所+ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2015年227号17条
	21.個人所得税 (最高税率%)	16			出所+ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2015年227号64条
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20 (2016年1月1日~2016年12月31日) 19 (2017年1月1日~)			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF)、法令2015年227号291条、緊急命令2013年16号(パン・小麦粉に対する軽減税率)、緊急命令2015年6号(食品・飲料品、レストラン等に対する軽減税率) 軽減税率: 医薬品、飲料水、農業用水、食品・飲料品(レストラン、ケータリングも対象。アルコールは含まず):9% 書籍、博物館・映画館・スポーツ試合見本市入場料、未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供給品:5%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第10条)
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	工業的使用料:15 文化的的使用料:10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第12条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	527~1,005	465~887	34,000~64,870	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) オペレーター 基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,395~2,873	1,231~2,536	90,000~185,400	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) 生産計画マネージャー 基本給、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,980~5,550	1,748~4,898	127,804~358,161	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) 部長(製造担当) 基本給、賞与含む
	4.営業職(月額)	709~1,585	626~1,399	45,750~102,271	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) 営業職 基本給、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	514~911	454~804	33,190~58,797	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) 販促員 基本給、賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	387~1,085	342~957	25,000~70,000	出所: 求人サイト「スーパー・ジョブ」調査センター 給仕 基本給のみ
	6.法定最低賃金	17,300ルーブル			出所: 2015年12月24日付社会労働規制に関するモスクワ三者委員会決定への追加決定 改定日: 2016年1月1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. n.a. 2. n.a. 3. 4,322~19,076 4. 1,078~2,457 5-1. n.a. 5-2. n.a.	1. n.a. 2. n.a. 3. 3,815~16,838 4. 952~2,169 5-1. n.a. 5-2. n.a.	1. n.a. 2. n.a. 3. 278,960~1,231,156 4. 69,584~158,593 5-1. n.a. 5-2. n.a.	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2016年4月時点) 1~5は上記項目1~5に対応
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2~38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 強制医療保険: 5.1% 年金: 22.0% 労災保険: 0.2~8.5% (労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 79万6,000ルーブルまでは年金率は合計22% 79万6,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10% 出所: 2015年11月26日付連邦政府決定第1265号
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 13.6% 2014年: 10.3% 2015年: 5.1%			出所: ロシア連邦国家統計局 モスクワ市	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	a) 6.04 b) 143	a) 5.33 b) 127	a) 390 b) 9,260	出所: 不動産会社「ベニー・レイン・リアルティ」 工業団地名: a) マーロエ・トルピノ ロシア連邦道路A107沿い(モスクワ環状自動車道から35km) b) リトヴィノヴォ レニングラード街道沿い(モスクワ郊外) 税・諸経費については契約条件によって異なる
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.65~5.04	4.10~4.44	300~325	出所: コンサルティング会社「S.A.Ricci」 倉庫・工業用地 市場概況(2016年上半期) クラスA/B物件 VAT含まず
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13.7~31.5	12.1~27.8	883~2,033	出所: コンサルティング会社「S.A.Ricci」 オフィス物件市場 (2016年上半期) 中央行政区のクラスA~B物件 月額平均(VAT含まず) 共益費含まず
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,552~3,209	2,253~2,833	164,701~207,103	出所: コンサルティング会社「IRN」 住宅市場概況(2016年8月時点) モスクワ市、3部屋以上 税・諸経費は物件によって異なる 通常家賃1カ月相当のデポジットを大家に預ける VAT、諸経費については契約条件によって異なる 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算

ロシア(調査都市:モスクワ)

特に追記がない場合はVATを含む

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.05	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.05	月額基本料: 1kWh当たり料金: 1.24~3.35	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.03~0.1	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.09	月額基本料: 1kWh当たり料金: 1.64~6.41	出所:モスクワ市エネルギー販売事業公社「モスエネルギーゴズピト」 1kWh当たり料金は時間帯及び電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.89	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.78	月額基本料: 1m3当たり料金: 57.3	出所:モスクワ市水道事業公社「モスヴォドカナル」 上下水道
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.06	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.06	月額基本料: 1m3当たり料金: 4.04	出所:ロシア連邦公共料金局 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,800 (2)1,800 (3)2,800 (4)3,000 (5)3,000 (6)3,000	(1)2,472 (2)1,589 (3)2,472 (4)2,648 (5)2,648 (6)2,648	(1)180,707 (2)116,169 (3)180,707 (4)193,615 (5)193,615 (6)193,615	出所:日系物流会社 工場立地:モスクワ 最寄り港:サンクトペテルブルク港、ウラジオストク港 第3国仕向け港:(2)ブレマーハーフェン港(ドイツ) (5)上海港(中国) (1)対日輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→横浜港 内訳:陸送費800ドル、海上輸送費2,000ドル (2)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港 内訳:陸送費800ドル、海上輸送費1,000ドル (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費800ドル、海上輸送費:2,000ドル (4)対日輸出:工場立地(モスクワ)→ウラジオストク港→横浜港 内訳:陸送費2,000ドル、海上輸送費1,000ドル (5)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→ウラジオストク港→上海港 内訳:陸送費2,000ドル、海上輸送費1,000ドル (6)対日輸入:横浜港→ウラジオストク港→工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費2,000ドル、海上輸送費1,000ドル (1)~(3)は、モスクワ~サンクトペテルブルク港の間はトラック輸送、それ以外は海上輸送 (4)~(6)は、モスクワ~ウラジオストク港の間は鉄道輸送、それ以外は海上輸送 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算
為替	19.為替レート	1米ドル=64.5382ルーブル、1ユーロ=73.1186ルーブル (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	地方税:18 連邦税:2			出所:国税基本法(第284条)
	21.個人所得税 (最高税率%)	13			出所:国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:国税基本法(第164条) 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、医薬品は10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条)
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	626~762	552~672	40,383~49,158 出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) 製造ライン作業員 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	738~1,010	651~891	47,605~65,177 出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) 工場ライン監督者 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1775~2,408	1566~2,126	114,525~155,417 出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) 工場長 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。	
	4.営業職(月額)	1085~2,453	957~2,165	70,000~158,311 出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) エリア販売マネージャー 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	343~763	303~674	22,165~49,264 出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) ショップアシスタント 基本給、賞与含む。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	(1) 11,700ルーブル (2) 7,800ルーブル			出所: (1)2015年11月18日付地域間合意書第295/15-S号「サンクトペテルブルク市の2016年の最低賃金について」 (2)2014年12月25日付地域間合意書第12/S-14号「レニングラード州の2015年の最低賃金について」 改定日: (1)2016年1月1日 サンクトペテルブルク市 (2)2015年9月1日 レニングラード州 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. n.a. 2. 582~723 3. 1258~2,590 4. 978~8,099 5-1. 826~1,442	1. n.a. 2. 513~638 3. 1,110~2,286 4. 863~7,148 5-1. 729~1,272	1. n.a. 2. 37,534~46,660 3. 81,167~167,144 4. 63,136~522,669 5-1. 53,281~93,040	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2016年4月時点) 1~5-1は上記項目1~5-1に対応
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2~38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 医療保険: 5.1% 年金: 22.0% その他: 0.2~8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 79万6,000ルーブルまでは年金率は合計22%。79万6,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10%。 出所: 2015年11月26日付連邦政府決定第1265号。
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 11.9% 2014年: 10.4% 2015年: 7.9%			出所: サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局 サンクトペテルブルク市	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1) 70 (2) 20~30	(1) 62 (2) 18~26	(1) 4,518 (2) 1,291~1,936 出所: 不動産会社「JLL」 サンクトペテルブルク市南東、南郊外 (1)ユーティリティ接続された団地 (2)ユーティリティ接続されていない団地 VAT含む。m2当たりの購入価格 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.1~7.75	2.74~6.84	200~500 出所: 不動産会社「JLL」 サンクトペテルブルク市南 VAT含む。m2当たりの借料は、借地面積により変わる	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1) 23 (2) 17	(1) 20 (2) 15	(1) 1,480 (2) 1,074 出所: 不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 管理費含む (1) クラスA、(2) クラスB	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	774~2,014	684~1,778	50,000~130,000 出所: 不動産会社ツァン 地区名: 中央地区 住宅の種類: 市中心部のアパート 占有面積: 60~134m2 税・諸経費の内訳: 管理費含む、セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産への仲介手数料1ヵ月分が必要	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1)0.06~0.09 (2)0.06~0.09	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1)0.05~0.08 (2)0.05~0.08	月額基本料:— 1kWh当たり料 金: (1)3.78~6.07 (2)3.76~6.05	出所:ペテルブルク売電会社 (1)契約電力が150キロワット未満の場合。 (2)契約電力が150~670キロワットの場合。 ただし、電圧や契約形態によって異なる。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04~0.07	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.03~0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料 金: 2.47~4.32	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。
料水道	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)1.09 (2)0.68	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.96 (2)0.6	月額基本料:— 1m3当たり料 金: (1)70.22 (2)43.73	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 (1)飲用水、(2)工業用水 上下水道含む。
料ガス	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.08	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.07	月額基本料:— 1m3当たり料 金: 4.97	出所:ガスプロム・メジレギオンガス・サンクトペテルブルク 天然ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,000 (2)1,000 (3)2,000	(1)1,765 (2)883 (3)1,765	(1)129,076 (2)64,538 (3)129,076	出所:日系物流会社 工場名(都市名):サンクトペテルブルク 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場名(都市名)(サンクトペテルブルク)→サンク トペテルブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(都市名)(サンクトペテルブルク)→サン クトペテルブルク港→ブレマーハーフェン港 (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→工場名(都市 名)(サンクトペテルブルク) 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
為替	19.為替レート	1米ドル=64.5382ルーブル、1ユーロ=73.1186ルーブル (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)		20		出所:国税基本法(第284条) 内訳: 地方税:18% 連邦税:2%
	21.個人所得税 (最高税率%)		13		出所:国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所:国税基本法(第164条) 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、医薬品は10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日 本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 (第8条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日 本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 (第7条)
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日 本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 (第9条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	279~775	246~684	18,000~50,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 基本給のみ	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	465~542	410~479	30,000~35,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 基本給のみ	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	620~1,240	547~1,094	40,000~80,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 基本給のみ	
	4.営業職(月額)	186~1,007	164~889	12,000~65,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 基本給のみ	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	155~852	137~752	10,000~55,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 基本給のみ	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	155~697	137~615	10,000~45,000 出所: 求人サイト「Farpost.ru」 給仕 基本給のみ	
	6.法定最低賃金	7,500ルーブル			出所: 2016年6月2日付連邦法第164-FZ号 改定日: 2016年7月1日 沿海地方、月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.	n.a.	n.a.	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2~38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 強制医療保険: 5.1% 年金: 22.0% 労災保険: 0.2~8.5% (労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 79万6,000ルーブルまでは年金率は合計22%。79万6,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10% 出所: 2015年11月26日付連邦政府決定第1265号
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年: 8.6% 2014年: 7.8% 2015年: 20.7%			出所: 連邦国家統計局沿海地方支部	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	23	21	1,500 出所: 売買掲示板サイト「Esbg.ru」 沿海地方アルチョム市(ウラジオストク市から約50km) VAT含まない 税・諸経費については契約条件によって異なる	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.42~7.75	4.79~6.84	350~500 出所: 売買掲示板サイト「Esbg.ru」 ウラジオストク市 VAT含まない 税・諸経費については契約条件によって異なる	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	12	10	757 出所: 不動産コンサルティング会社「Industry-r」 「商業不動産価格」(2016年7月時点) VAT含まない 税・諸経費については契約条件によって異なる	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,085~2,324	957~2,051	70,000~150,000 3部屋、家具付き。出所: 不動産仲介会社「KVARTIRANT」 中心部。 VATを含み、諸経費については契約条件により異なる	

ロシア(調査都市:ウラジオストク)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.07~0.09	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.06~0.08	月額基本料: 1kWh当たり料 金: 4.32~5.75	出所: 沿海地方公共料金局 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.07	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.06	月額基本料: 1kWh当たり料 金: 1.34~4.38	出所: 沿海地方公共料金局 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる
水道料	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.61	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.54	月額基本料: 1m3当たり料金: 39.22	出所: 沿海水道会社 料金算定方法: 上下水道込み
ガス料	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 1.50	月額基本料: 1m3当たり料金: 1.33	月額基本料: 1m3当たり料金: 97.05	出所: 沿海地方公共料金局 ガスの種類: 天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,000 (2) 1,000 (3) 1,000	(1) 883 (2) 883 (3) 883	(1) 64,538 (2) 64,538 (3) 64,538	出所: 日系物流会社 工場立地: ウラジオストク 最寄り港: ウラジオストク港 第3国仕向け港: 上海港(中国) (1) 対日輸出: 工場立地(ウラジオストク)→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ウラジオストク)→上海港 (3) 対日輸入: 横浜港→工場立地(ウラジオストク) 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算
為替	19.為替レート	1米ドル=64.5382ルーブル、1ユーロ=73.1186ルーブル (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	地方税: 18 連邦税: 2			出所: 国税基本法(第284条)
	21.個人所得税 (最高税率%)	13			出所: 国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所: 国税基本法(第164条) 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、医薬品は10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条)
25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	500	441	1,492,225	出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、外国との合弁化学プラントにおける実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費を支給。ドル建て基準額を支払日の公定レート換算でスム建て支払い。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,000~1,300	883~1,147	2,984,450~3,879,785	出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、外国との合弁化学プラントにおける実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費を支給。ドル建て基準額を支払日の公定レート換算でスム建て支払い。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,000~2,200	1,765~1,942	5,968,900~6,565,790	出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、外国との合弁化学プラントにおける実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費を支給。ドル建て基準額を支払日の公定レート換算でスム建て支払い。
	4.営業職(月額)	920~1,200	812~1,059	2,745,694~3,581,340	出所:関係する日系企業の進出はほとんどないため、外国との合弁化学プラントにおける実勢支払いベースをヒアリング。別途交通費を支給。ドル建て基準額を支払日の公定レート換算でスム建て支払い。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	268	237	800,000	出所:地場資本の高級ショップの店員に対しヒアリング。別途売上額の3%を加算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	335	296	1,000,000	出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。
	6.法定最低賃金		130,240スム		改定日:2015年9月1日 大統領令第UP-4751号、2015年8月26日付) 2016年10月1日から149,775スムに引き上げ(大統領令第UP-4822号、2016年8月22日付)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		n.a.		出所:ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:25% 被雇用者負担率:8.5% ■雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料:25% 予算外年金基金:24.8% 就業支援国家基金:0.1% 労働組合協議会:0.1% ■被雇用者負担率の内訳: 年金基金(保険部分):7.5% 年金基金(積立部分):1% その他: 予算外企業年金:総売上高の1.6% 予算外道路基金:総売上高の1.4% 予算外学校教育基金:総売上高の0.5%			出所:大統領決定第PP-2455号(2015年12月22日付) 財務省・国家税務委員会・中央銀行幹部会決定第76号、第2005-47号、第267-B号(2005年8月29日付)
9.名目賃金上昇率 (2013年→2014年→2015年)	2013年:20.8% 2014年:23.2% 2015年:10.0%			出所:大統領令第UP-4482号(2012年11月9日付) 大統領令第UP-4582号(2013年12月2日付) 大統領令第UP-4672号(2014年11月21日付) 大統領令第UP-4751号(2015年8月26日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、土地税(タシケント市最高区画で年間9,918万7,500スム/ha)の支払いが必要。登録料は不要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。 また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由工業経済区」が設置された。 同経済区への進出に際し、免税等の優遇措置を得るには300万ユーロ以上の出資が条件。2012年12月にはアングレン特別工業区、2013年3月にはジザク特別工業区が設置されており、優遇措置を得るにはどちらも30万ドル以上の出資が条件。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5	4	15,000	出所:LLCアツサ タシケント市ヤッカサライ区、500平方メートル、土地税込。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28	25	83,565	出所:インターナショナル・ビジネス・センター 原則ドル建て。付加価値税免除、スム建て支払いなどテナントにより支払条件に差が認められる。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000	2,648	8,953,350	出所:地元不動産業者 タシケント市内中心部の戸建て200~400m2、5~6部屋。 ドル建て支払い、電気代と国際電話使用料以外は大家負担が多い。通常3~6カ月分の前払い。

ウズベキスタン(調査都市:タシケント)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.05	月額基本料:— 1kWh当たり料金:182	出所:ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.05	月額基本料:— 1kWh当たり料金:182	出所:同上 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり91スム。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.23	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.20	月額基本料:— 1m3当たり料金:686	出所:スヴソス 上水・下水道料金の合計額。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.08	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.07	月額基本料:— 1m3当たり料金:226	出所:タシケントシャハルガス 天然ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)7,050 (2)6,700 (3)7,050	(1)6,223 (2)5,914 (3)6,223	(1)21,040,373 (2)19,995,815 (3)21,040,373	(1)対日輸出: 出所:ITS Nippon 工場立地:タシケント 最寄り港:連雲港(中国) 工場立地(タシケント)→連雲港5,250ドル、連雲港→横浜港1,800ドル 日数30~35日 外貨建て支払い。商品によって警備代400ドルが加算。
					(2)第3国輸出: 出所:Militzer&Munch 工場立地:タシケント 最寄り港:ノボロシク港(ロシア) 第三国仕向け港:アントワープ港(ベルギー) 工場立地(タシケント)→ノボロシク港3,860ドル、ノボロシク港→ア ントワープ港2,840ドル 日数20~25日 外貨建て支払い。商品によって警備代400ドルが加算。
					(3)対日輸入: 出所:ITS Nippon 工場立地:タシケント 最寄り港:連雲港(中国) 横浜港→連雲港1,800ドル、連雲港→工場立地(タシケント)5,250ドル 日数30~35日 外貨建て支払い。商品によって警備代400ドルが加算。
為替	19.為替レート	1米ドル=2,984.4500スム、1ユーロ=3,381.2387スム (2016年8月22日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	7.5			出所:大統領決定第PP-2455号(2015年12月22日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。
	21.個人所得税 (最高税率%)	23			出所:同上 法定最低賃金以下の場合:0% 法定最低賃金の5倍以下:7.5% 同5倍超~10倍以下:7.5%(5倍以下の部分)+17%(5倍超の部 分) 同10倍超:7.5%(5倍以下の部分)+17%(10倍以下の部分) +23%(10倍超の部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部(年金積立基 金分の1%)が含まれる。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:同上
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日 本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約 (第8条) 日ソ租税条約を承継
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:同上(第7条) 日ソ租税条約を承継
25.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10			出所:同上(第9条) 日ソ租税条約を承継	

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160102>

投資コスト比較調査（欧州・ロシア・CIS）

2016年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel.03-3582-5569